

平成28年第4回東大和市議会定例会会議録第25号

平成28年12月12日(月曜日)

出席議員 (21名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 尾崎利一君 |
| 3番 | 上林真佐恵君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 8番 | 関田貢君 | 9番 | 中村庄一郎君 |
| 10番 | 根岸聡彦君 | 11番 | 押本修君 |
| 12番 | 蜂須賀千雅君 | 13番 | 関田正民君 |
| 14番 | 関野杜成君 | 15番 | 和地仁美君 |
| 16番 | 佐竹康彦君 | 17番 | 荒幡伸一君 |
| 18番 | 中間建二君 | 19番 | 東口正美君 |
| 20番 | 木戸岡秀彦君 | 21番 | 床鍋義博君 |
| 22番 | 中野志乃夫君 | | |

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (3名)

事務局長 鈴木尚君
主任 櫻井直子君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員 (30名)

市長 尾崎保夫君
教育長 真如昌美君
企画財政部参事 田代雄己君
総務部参事 東栄一君
子ども生活部長 榎本豊君
環境部長 田口茂夫君
学校教育部長 阿部晴彦君
社会教育部長 小俣学君
情報管理課長 菊地浩君
青少年課長 中村修君

副市長 小島昇公君
企画財政部長 並木俊則君
総務部長 広沢光政君
市民部長 関田新一君
福祉部長 吉沢寿子君
都市建設部長 内藤峰雄君
学校教育部参事 岡田博史君
文書課長 下村和郎君
子ども生活部副参事 新海隆弘君
生活福祉課長 尾又齐夫君

健康課長 志村明子君
ごみ対策課長 松本幹男君
都市計画課長 神山尚君
学校教育課長 岩本尚史君
学校教育部副参事 小板橋悦子君

環境課長 関田孝志君
環境部副参事長 瀬正人君
土木課長 寺島由紀夫君
給食課長 斎藤謙二郎君
中央図書館長 當摩弘君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 12月9日に引き続き、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

○3番（上林真佐恵君） おはようございます。それでは、9日に続きまして一般質問を行わせていただきます。

②の学童保育の待機児童についてですが、まず学童保育の待機児童について、ことし4月時点での待機児童数、各クラブの内訳もできれば教えていただけますか。

○青少年課長（中村 修君） 平成28年4月時点の待機児童でございますが、第一学童クラブにつきましては33名、第二学童クラブにつきましては89名、第三学童クラブにつきましては3名、第四学童クラブにつきましては17名、第五学童クラブにつきましては22名、第六学童クラブにつきましては2名、第七学童クラブにつきましてはゼロでございます。第八学童クラブにつきましては12名、第九学童クラブにつきましてはゼロでございます。第十学童クラブにつきましては20名、桜が丘学童クラブにつきましては13名、計211名でございます。

また、12月1日現在の待機児童数につきましては、第一クラブが31名、第二クラブが89名、第四クラブが4名、第五クラブが4名、第十クラブが2名、計130名となっております。

4月当初と比べまして81名の待機児童が減っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

待機児童、かなりいるということで、保護者が育休に入った場合に学童を退園させるという事例があるということを知りたんですが、事実かどうか教えてください。

○青少年課長（中村 修君） 育休休暇につきましては、出産予定月の前2カ月と後2カ月の計5カ月間は学童クラブに通所が可能となっております。それ以上に育休をとられる場合には家庭保育が可能となると考えておりますので、退所となります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 育休退園があるということだったんですけども、育休中ということですので、小さい赤ちゃんがいる中、上のお子さんに十分目が届かないということもあると思いますし、お子さんが放課後安心して過ごせる学童に預けたいという要望も伺っております。育休退園になる背景には待機児童の多さというものがあると思います。

当市が行っている待機児童対策としてはランドセル来館を行っているという御答弁でしたが、ランドセル来館については保護者の方からとても助かっているという声が多くあると思いますし、ランドセル来館事業そのものについては評価をするものですが、学童保育というのは児童の放課後の生活の場、家庭のかわりの場所として過ごすところで、児童の発達を保障するための基準が決められています。基準の大切さについてはこの間私も何度か質問させていただきまして、市のほうからも基準の大切さを十分認識しているという答弁がされていますので、そういう意味では、ランドセル来館事業には明確な基準というものはありませんから、や

はり暫定的なもの、緊急対策というものとどめるべきであって、学童保育の待機児童を解消するための抜本的な対策が必要だと思うのですが、市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） ここ数年、学童保育所の待機児童が多いのは承知してるところでございますけれども、なかなか現学童保育所での増築等が難しい中、空き店舗を探したりいろいろしたんですけども、なかなか費用とか、やはり耐震の問題等がございまして、なかなかそちらのほうは施策に結びつかなかったというようなところがございます。

そんな中、教育委員会の御理解と協力をいただきまして、学校施設を活用したランドセル来館事業を実施しておりますけれども、今後につきましては、国の放課後子ども総合プランに基づいて当市の行動計画も決めるわけでございますけれども、学校施設を活用した取り組みを教育委員会並びに小学校の御理解、御協力のもとに進めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） その行動計画につきましては今までも何回か質問させていただいてまして、その中でも抜本的な対策ということで学童保育そのものを増設してほしいということは繰り返し要望してるんですけども、その具体的なふやす計画というのはあるんでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 行動計画というのは、子ども・子育て支援事業計画の中における行動計画でございますけれども、その計画の中では、平成31年度までに小学校の2分の1で学童保育所を実施するということを目指してるところでございますので、総合教育会議等がございまして、実施に向けた調整を今後行ってまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 平成31年までに学童の2分の1を学校内につくるという計画は伺ってるんですが、これからも学童の利用希望者もふえていくと思いますし、やはり今後の動向を見ながらという御答弁、以前にもあったと思うんですが、今後ふやすという方向で計画的に定員をふやすという必要があると思うんですけども、もう一度市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 定員の設定につきましては、学童保育所の移行先を検討していく中で、そのキャパとかいろいろあるかと思しますので、その中であわせて検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 検討されるということですが、4月時点で211名という待機児童数というのは大変重い事実であると思いますので、またずっとランドセル来館で対応していくということではなくて、今後ランドセル来館で対応し切れなくなるという可能性もあると思いますので、ぜひ早急な対応を強く要望いたします。

続きまして、③の就学援助について、アの利用促進について質問させていただきます。

この就学援助という制度ですが、保護者にとって使いやすい制度になっているかどうか確認したいと思います。

まず、前倒し支給について、6月と9月の一般質問でも尾崎議員から質問させていただいたかと思いますが、改めて確認させていただきたいと思います。

当市議団としましては、小学校、中学校の入学時にランドセルや通学かばん、制服など、これらのものを準

備するのに多額の費用が必要になるので、就学援助の中の入学支度金の支給を従来の7月ではなく3月にしてほしいということでこれまでも要望してきたわけですが、今回他の議員の質問の中で前向きに検討しているという御答弁がありました。必要性を理解されて、実現に向けて検討されているということでとてもうれしく思いますが、この件について、昨年度に続いて今年度も文科省から入学に間に合うように支給するよう求める通知が来ているかと思えます。この内容についてどのように書かれているか教えていただけますか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 9月23日付の文科省からの通知でございますが、その中の留意事項としまして、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるように十分配慮することとございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

中学の入学支度金については、現在就学援助を受けている小学校6年生に3月の入学支度金として支給すれば、来年3月からでも支給ができるのではないかと思います。小学校の入学支度金についても、これも9月議会で尾崎議員が八王子市の事例を詳しく紹介したかと思うんですが、中学校同様、早急に実施していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 小学校1年生につきましては、申請手続、また添付書類など保護者負担が少ない方法の研究、またシステム修正などの課題もございますので、先行市の実施後に見えてくる課題もまた出てくると思いますので、しっかりと研究をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） さまざまな課題はあるかと思うんですが、必要なときに必要な支援を行うということがとても大切だと思いますので、ぜひ引き続き実現に向けた努力をしていただきたいと思います。

続きまして、申請方法についてですが、これも以前質問をさせていただいたんですが、改めてどのように申請するのか、以前と比べて変わった部分があるのかどうか、確認させてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 申請につきましては、年度当初に各学校を通じまして全児童・生徒に申請書兼説明書を配付しております。申請される方は申請書に必要事項を記入の上、直接学校教育課の窓口へ提出をお願いしております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 以前にも質問したときにも申し上げたと思うんですが、就学援助を必要としている御家庭というのはシングル家庭であったり、保護者がダブルワークしていたりトリプルワークをしていたりとか、また病気や障害などを抱えていたりとか、日中なかなか思いどおりに動けないケースというのも多々あるかと思うんですが、申請方法についてそうした事情を抱えた方のために何か工夫などはされているのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平日勤務の方にも対応できるように、事前に申請書の中に土曜及び夜間受付の日程を記載しまして、平日の時間外でも受付を行っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 基本的には窓口受付ということで理解したんですが、これまでに窓口に行くのが難しいという御相談などはあったのでしょうか。また、もしあったとしたらどのように対応されたのか教えてください。

○学校教育課長（岩本尚史君） その場合には、事情をよく聞きまして郵送での対応を行う場合もございます。ただ、郵送の場合ですと、書類不備があった場合のやりとりに時間がかかってしまいまして、結果として審査また支給事務が遅くなってしまうこともありますので、窓口受付につきまして御理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 場合によっては郵送による対応も可能ということですので、引き続きそれぞれの家庭の事情に応じた丁寧な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、周知の方法についてですが、先ほど、年度当初に学校を通じて児童・生徒全員に申請書兼説明用紙を配付しているという御答弁だったと思うんですが、新入学の保護者にはどのように周知されているのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 新入学の対応としましては、保護者の方に直接お話ができる場としまして、10月から11月にかけて開催されております就学時健診の機会を利用しております。各学校の、例えば保護者控室などで概要版の配付とまた説明を行っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 就学説明会のときですかね、周知をされているということで、私も実際用の紙は見たことあるんですが、ちょっと字が多くてわかりづらいという印象もあるんですが、この申請用紙と説明のこの文書のほかに、ちょっともう少しわかりやすく制度の説明をしたものなどがあるといいかなと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 数年前にA4判の申請書を説明と一体化しました現在のA3判に変更しまして、お問い合わせの多い項目を掲載するなど情報量をふやしてまいりました。保護者の方に1年間の見通しですとか計画を持っていただけるような内容となっておりますので、現在の様式をベースにしながら、見やすさ、工夫については考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 制度の説明自体はやはり詳しく書かれていたほうがいいかと思いますが、その前の段階として、まずはこういう制度があるということをもうちょっと周知する必要もあるのではないかと思います。

周りの御家庭見ても、意外とこの制度そのものを知らないという方もいらっしゃいますので、就学援助という制度があるということが一目見てわかるようなチラシのようなものがあればより周知できるかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 周知は大変大切だと考えております。就学時健診で使用している現在の概要版、チラシのようなものを学校での保護者面談ですとか相談の際に活用していただくように、それによって周知機会をふやしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。ぜひ身近な制度として保護者の皆さんが申請できるようによろしく願いいたします。

続きまして、イの拡充についてというところに移りたいと思います。

就学援助そのものの拡充につきましては、この間、生活保護の基準額が引き下げになったことにより、対象となる方が狭められてしまわないように就学援助の基準値を引き上げていただきまして、このことについては

高く評価をするものです。

その前、平成26年に消費税が8%に増税された際に、増税に合わせて就学援助の増額というのは行われたのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平成26年1月に国から消費税率の改正に伴う措置としまして、予算単価等の引き上げの通知がございました。本市では、市長部局の協力によりまして平成26年度の当初予算から反映をさせております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 要保護の世帯については、国の措置に基づいて増額がされたということだと思っておりますが、準要保護の世帯についても確認させていただけますか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 準要保護も国の基準単価を用いておりますので対応できていると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

具体的に金額がどのくらい増額になったのかも教えていただけますか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 金額の内訳ですが、学用品費につきましては小学校1年生で360円の増額、2年生から6年生は420円の増額、中学1年生が680円、また2年生、3年生は740円の増額となっております。

新入学学用品費等は、小学校1年生が570円、中学校1年生が650円の増額となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 要保護については国の補助がありますが、準要保護については地方財政措置ということで、全国では3割弱の自治体しか単価を上げていないという報道もされてるんですが、その中で本市が要保護の単価に合わせて準要保護の単価も要保護の単価をそのまま用いているということで、援助を受けている児童・生徒の助けになっているというふうに思います。この間、基準額の引き上げも含めて市が努力されていることには大変感謝しております。

さらに拡充ということで、クラブ活動費、生徒会費、PTA費について、これは新3項目と呼ばれるもので、2010年度から新たに支給項目に加わったものです。以前にもこちらについても要望したんですが、特にクラブ活動はプラスバンドだとか、武道だとか、必要な道具をそろえないと活動ができないというクラブもありますので、これらについてもぜひ補助をお願いしたいと思うんですが、この点について認識を伺います。

○学校教育課長（阿部晴彦君） 現在全ての保護者に負担が大きいと考えられます学校の給食費あるいは移動教室や修学旅行の費用、また卒業アルバムなどを実費で支給しておりますので、現時点におきましては新たな支給の費目を追加することは現時点では予定はございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 地方交付税でこの新3項目についても交付税に算入されているということなので、ぜひ本市でも補助していただきたいというふうに思います。

準要保護世帯については、2005年度から国庫補助が廃止されて一般財源化されたということで、結局は自治体の財政負担が重くなってしまい、就学援助の自治体間の格差を生む一因にもなっているという側面があるかと思っております。交付税措置ではなくて補助制度に戻すべきだっていうふうに思うんですけれども、いずれにしても、自治体には児童に対して均等に教育の機会を与えるという責任があると思っております。この点について市の認

識を伺います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今年度、外部評価で評価もいただいたところでございますが、就学援助の制度は私どもも対象世帯の経済的な負担を軽減する、その寄与するという必要な制度と認識しております。現状のコストを維持しながら成果を向上させる、そのような取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 市長は以前、貧困の連鎖を断ち切るという御答弁もされていたかと思えます。生まれた家庭の経済状況によってやりたいクラブ活動ができないとか、進学ができないというようなことは絶対にあってはならないことだというふうに思います。

しかし、現状、貧困にある児童・生徒が進学やクラブ活動の可能性を失っているという実態もあります。保護者の経済状況は子供には責任がありません。貧困の連鎖を断ち切るという市長の理念は大変すばらしいものだと思いますので、ぜひ今後も拡充に向けた努力を強力に進めていただきたいと思えます。

続きまして、今進学という話もしましたので、4番の給付制の奨学金について伺います。

まず給付制の奨学金について、必要性というものをどのように認識されているのか教えていただけますか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 文科省では現在給付型奨学金制度検討チームを立ち上げ、制度の内容を検討しております。その中でも議論されておりますように、経済的な理由により進学を断念することがないように、また、進学に当たり多額の奨学金貸与を受けるといった過度な負担を負うことがないように、そういった制度設計が必要であると認識をしております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 現在奨学金のことは問題になってると思うんですが、現在国全体で奨学金を受けている学生の割合がどのくらいになるのか、もし御存じでしたら教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 独立行政法人日本学生支援機構が行いました平成26年度学生生活調査結果、平成28年3月に出ておりますが、こちらによりますと、大学の昼間部では、回答した学生の約半数が何らかの奨学金を受給しているところでございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** そうですね、およそ半数に当たる学生が奨学金を受けているというのが現状だと思います。さらに今世紀に入ってから激増しているという状況です。平均の借入金額は約300万円ということで、さらに1割の学生が500万円以上の借入れをしているということです。多額の奨学金返済を背負って卒業しても、労働環境の悪化により正社員になれない学生も多く、正規で働く人の7割が年収200万円に届かないわけですから、奨学金の返済が難しいということになっています。私の知っている御夫婦でも、結婚してから10年近く、2人のお子さんを育てながら御夫婦がそれぞれ奨学金を支払っているという御家庭があります。学校を出て社会に出るときに多額の借金を背負わないといけない原因がどこにあると市は認識されているか教えてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 先ほどの文科省の給付型奨学金制度検討チームの資料にもございますが、年収の低い家庭の学生ほど家庭からの給付が少なく、奨学金の貸与額が大きいということも背景にあると認識をしております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 他国に比べて日本の学費が異常に高いということが一つの原因だというふうに思っ

います。その背景には国が適切な支援を行ってこなかったということもあると思います。高過ぎる学費というのは少子化の大きな原因にもなっていて、主婦向けの雑誌などを見ても、子供1人を育てるのに2,000万円かかるとか3,000万円とか、そういう数字が載っているわけです。学費が高過ぎるために子供を産むのを諦める、進学を諦める、進学するためには子供自身が多額の借金を背負わなくてはならないという、そういう国の政治のあり方そのものが問われなければならないと思うんですが、一方で、先ほども申し上げましたが、児童・生徒に平等な教育機会を与えるということは自治体にも責任があるのではないかと思います。

特に東大和市は、日本一子育てしやすいまちを目指しているわけですから、当市に住む児童・生徒が家庭の経済状況によって進学を諦めたりすることがないようにするということが特に重要な子育て支援策だと思うんですが、市の認識を伺います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現在直接的な、経済的な寄与といえますか、援助としては就学援助の制度がございます。また、間接的なものでは、例えば無料の放課後等補習教室の実施など、さまざまな事業が教育委員会でも実施しておりますので、そのようなものを総合的に活用を図りながら、引き続き教育環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 当市では奨学金の制度を以前廃止したわけですがけれども、給付型の制度として新たにやはり創設するべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 国あるいは東京都で検討されている現在給付型の奨学金制度というものの動向もございまして、さまざまな情報収集は引き続き行ってまいりたいと考えております。

現在も東大和市におきましては、東京都の奨学金の制度などの情報を市のホームページに掲載しております。各御家庭が各御家庭の事情に応じながら、必要な制度がごらんいただけるように情報提供をしております。

引き続き、情報の収集とあわせて制度の概要などが各御家庭に必要な情報が行き渡りますように整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 以前、当市で奨学金を廃止した際にも質問させていただいたんですが、他市の状況を改めて、その後変わっていることもあると思いますので確認させてください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 平成28年度の26市の奨学金の状況でございますが、給付型の市は10市、貸付型の市は6市となっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

国や都の動向について情報収集することももちろんですが、市としましても給付型の奨学金制度をぜひ創設していただきたいと思いますので、その創設の可能性について引き続き研究していただくことを強く要望いたします。

続きまして、5番の給食費の補助についてに移らせていただきます。

まず給食費の未納の実態について、最新の金額とおよその世帯数を教えていただけますか。

○**給食課長（斎藤謙二郎君）** 直近で約440万円、140世帯程度となっております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

この未納になっている理由について、市は把握はしているのでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 未納となっている理由の把握でございますけれども、通常は口座への入金や支払いを忘れていたというケース、あとは給食費を払うということに対する意識の低下などがあると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この未納の家庭について、市はどのような対応を行っているのでしょうか。市のほうから連絡など取っているのではないかと思います、どのように通知しているのか教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 市のほうからの連絡でございますけれども、給食費の引き落としができなかった場合につきましては、再引き落としについてお知らせを出させていただいております。そのお知らせ文の中には就学援助制度の御案内等を記載してございます。また、未納者に対する夏休みの期間中にポスティングを実施、電話連絡や戸別訪問におきましても納入が困難であるという相談がありました場合には同様に御案内を差し上げております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 支払いが困難であるという御家庭には就学援助の案内をしていただいているということで、これはぜひ今後も丁寧に行っていただきたいと思ひますし、就学援助につなげるということはとても大切なことだと思うんですが、当市議団としましては、以前から給食費は無料にするべきだということで要望しております。

6月議会でも尾崎議員が給食費については取り上げたんですが、我々としては、昨今の子供の貧困の深刻さからも、学校における給食の大切さ、食育という点でももちろんですけども、全国では1日にまともに食べられる食事が給食だけで、そういう子が夏休み明けに2学期に何キロもやせて登校してくるというような事例も報告されてまして、もしかしたら当市にもそういう子がいるかもしれないという可能性を考えたときに、誰もが安心して給食が食べられる制度が必要だと思ひています。

ここで、給食の役割、意義というものについて市の認識を教えてください。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 学校給食の役割でございますけれども、学校給食法第2条のほうでは、適切な栄養摂取による健康の保持・増進などを目標として掲げられております。このことから、児童・生徒が栄養バランスのとれた給食をしっかりと食べるということ、あと健康な食生活の一部を担っていると、そういう認識でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

実際子供たち、給食をととても楽しみにしてると思ひますし、先日も試食会で食べさせていただいたんですが、栄養バランスが考えられた給食を学校でみんなで食べるということは子供たちの成長にとってとても重要なことだと思います。

6月議会の際も、尾崎議員から、ここ一、二年の間に全国で給食の無償化や一部補助を導入している自治体がふえているということをお紹介したかと思うんですが、例えば保育料でいえば第二子半額、第三子以降無料という制度を当市でも行っていますので、全額無償というのは難しいということでも、まずはこういった軽減策から導入するべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 給食費の場合は、先ほどのお支払いが困難な場合には御相談に乗りまして、就

学援助の制度を御案内はしています。実費の支給ということでございますので、対象の方には一部というわけじゃなくて実費を援助して経済的な支援をするという形でございます。

現時点では、市独自に新たに軽減あるいは免除といった制度は予定してはございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今野菜価格が高騰していて、全国どこでも栄養士初め現場の皆さん、大変苦勞していることと思います。三重県では安い食材に切りかえることを防ぐために給食を2日間とりやめたというニュースもありました。一方で、野菜価格の高騰に対応するために、下呂市では学校給食の食材費補助というのを補助金約385万円を市が出すということもありました。

給食は児童・生徒の育成のためにも、食育のためにも必要不可欠なものであると考えます。そう考えたときに、給食費が保護者の負担でいいのか、義務教育の一環として国や市が責任を持って提供するべきではないかというふうに思います。

今後も児童・生徒の健やかな発達を保障するために給食が果たす役割というものを再認識していただき、軽減策等の導入を要望いたします。

この項目については以上です。

続きまして、生活保護の申請と利用について、まずは生活保護基準の引き下げの影響について伺います。

平成25年度から段階的に生活保護扶助費の引き下げが行われているかと思いますが、その概要について教えてください。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 生活扶助基準の見直しに関してでございますが、国がこれまでのデフレの影響などによります物価の下落や生活扶助基準との一般低所得世帯の消費の実態との均衡を、年齢、世帯人員、居住地域の要素別に検証した結果に基づきまして、平成25年度から3カ年をかけて段階的に基準の見直しが行われたものでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

具体的に金額としてどのくらい引き下げになっているのか、例を挙げて教えていただけますか。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 基準額は世帯の人数や年齢構成によりまして異なりますので、一概には申し上げられませんが、厚生労働省が示しましたモデルケースで申し上げますと、平成24年度と平成28年度、こちらの基準の比較では、50歳の単身男性では月約4,000円、高齢者世帯では月約6,000円、子供1人の母子世帯では月約8,000円ほどの減となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） モデルケースということで御答弁いただいたんですが、例えば子供がいらっしゃる母子家庭で8,000円少なくなっているということでした。これはもちろんモデルケースということで、実際には各家庭で扶助費というのは違ってくるとお思いますので下げ幅というのはそれぞれ違うと思うんですが、全体として引き下げになっているという理解で間違いないでしょうか。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 全体的な見直しがあったと認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この扶助費の引き下げというのに加えて、平成26年には消費税が8%に増税になりました。当然、野菜一つ買うにも出費がふえるということで、一般家庭においても影響が大きかった、今も大き

いんですが、とりわけ生活保護世帯にとっては家計への影響は大きいと思うんですが、市の認識を伺います。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 生活保護の基準に関しましては、厚生労働省が国民の消費動向や物価などから地域ごとに定めているものでございます。また、国におきましては、生活保護世帯の家計簿調査も実施してございます。御協力いただけます世帯に家計簿を提出していただくことできめ細やかな地域ごとの買い物などの消費内容を把握いたしまして基準設定に反映されているとのことでございます。

市としましては、以上のような事柄を踏まえた上で基準は設定されているものと認識してございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 現場で日々生活に困窮している方々の相談に乗っていただいている職員の皆さんにも、受給者の皆さんの苦しい生活というのは実感があるというふうに思います。この間、受給者の方から、クーラーやテレビなど家電の買い換えがなかなかできないという御相談もいただきました。制度の考え方としては、毎月の扶助費の中から買い換えに備えて蓄えておくということだと思うんですが、全体として金額が引き下げになっていて、さらに増税の影響もあって蓄えることがなかなか難しいという世帯も多いかと思えます。制度自体の拡充を国に求めていくということも大切だと思うんですが、市の認識を教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 国への要請につきましては、毎年全国市長会を通じまして、生活保護制度の充実・強化を図るよう、生活保護制度等に関する重点提言ということで行ってるところでございます。

家電の買い換え等の詳細につきましては生活福祉課長のほうから御答弁をさせていただきます。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 家電の買い換えに関しましては、基本的に、御質問にありましたとおり、毎月の扶助費の蓄えの中から購入していただくことが原則となっております。

なお、平成26年7月から社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金貸付制度によりまして、エアコンや冷蔵庫などの生活必需品などの家電の購入や買い換え費用に関しましては無利子で貸し付けを受けられるようになってございます。また、実績としましては、制度開始の平成26年度から平成28年11月末、これまでで9件の御利用がございました。

今後もこうした制度を利用することで受給者の方々の支援に当たってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市長会を通して提言されているということですので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、②の当市における生活保護の申請方法について伺いたいと思います。

申請の方法につきましては、ちょうど1年前の12月議会でも取り上げさせていただきましたが、申請書を窓口においてほしいという要望を引き続き市民の方からはいただいております。

その後の状況について確認させていただきたいんですが、現在申請書は窓口においてあるのでしょうか。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 保護申請についてでございますが、相談に見える方は、やはりほとんどの方がさまざまな困窮の状況を抱えてございます。このようなことから、じっくりとお話をお伺いしまして、それでまた生活保護制度、こちらの説明を行いました上で、申請の意思がございましたらその場で保護申請書をお渡しするようにしてございます。このようなことから、窓口には常備という形では置いてございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私も実際に相談に行った市民の方から、職員の皆さんには大変丁寧に親身になって相談に乗っていただいたということで聞いておりますし、当事者の方もとても感謝していました。市が生活に困

窮している方々に対する支援を重要視されて丁寧な対応を行っているということに対しては高く評価しています。

ただ、生活に困窮している方の中には、精神的な病気を持っていて人と話すのに困難を感じているという方や、テレビなどの影響で窓口に行っても申請できないのではないかとというふうに不安に、心配に思っている方もいらっしゃると思います。市のほうでもこういった方々が相談しやすい環境づくりということについて努力されているかと思うんですが、どのようなことをされているのか教えていただけますか。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 相談しやすい環境づくりについてでございますが、まず施設面ということで申し上げますと、周囲を気にせず気兼ねなくお話を伺えますよう専用の相談室、こちらを御用意してございます。また、相談体制としましては、ケースワーカーや査察指導員、係長経験のある再任用の職員と社会福祉士の資格を持ちます専門の熟練した面接相談員を2名配置しまして、さまざまな生活上の問題を丁寧に伺う体制を整えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

市のほうでもさまざまな事情がある方に対応できるようにさまざま環境整備の努力をしてくださっていることについては大変重要だと思いますし、感謝しております。もちろん、丁寧な面接による聞き取りというのは必要なことだと思うんですけども、申請書が窓口においてあるということがいつでも相談にきてくださいというメッセージ、アピールになるというふうにも思うんですが、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 生活保護申請につきましては、その後の相談者の方の生活全般にわたる支援、このようなことにつながる大変重要なものと認識してございます。このようなことから、困窮の状況を詳細に伺いまして、本人の御意思、申請意思に基づきましてお渡ししているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） あわせて、申請書と一緒にお配りしていると思うんですが、受給のしおりについても窓口においておくべきではないかと思うのですが、こちらについてはいかがでしょうか。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 生活保護受給のしおりにつきましては、窓口に来られた方のお求めに応じましていつでもお渡しできるように常備してございます。これまでも、その場で必要ということでもございましたら、またお声かけをちょうだいしたときはその場でもお渡ししてきたところでございます。

ただし、やはり重要な制度の説明ということもございますので、市としましてはしっかりと丁寧な御説明をさせていただきながらお渡ししたいというような考えを持ってございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市のほうでも申請についての考えがあるということで理解はしているんですが、市民の方から窓口においてすぐ持って行って読めるようにしてほしいというような強い要望がありますので、ぜひ引き続き検討していただければと思います。

続きまして、③のケースワーカーの労働条件についてに移らせていただきます。

9月の決算特別委員会の際に、ケースワーカーの方々の人数と、1人の方が担当しているケースのケース数について質問させていただきました。その際の御答弁では、ケースワーカーの人数は、臨時福祉給付金との兼務の1名の方を含めて13名、1人当たりの担当件数は99件ということでした。ケースワーカーの方にかかる負担というものは相当大きいものと思います。質問の際にもケースワーカーの人数をふやしてほしいというふう

に要望させていただいたんですが、その後の状況について教えていただきたいと思います。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 現在のケースワーカーの人数についてでございますが、10月に2名の増員がございまして、引き続き臨時福祉給付金との兼務の1名を含めると、10月末現在15名ということになってございます。また、世帯数につきましては1,301世帯ということでございますので、1人当たりの担当件数につきましては約87世帯となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。2人ふえたということですので、現場で働く方々にとっては大変ありがたいことだというふうに思います。

担当件数は1人当たり87世帯という御答弁でしたけれども、厚労省の基準では80世帯になっているかと思えますので、今後も引き続き人員確保に努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、市の認識を伺います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ケースワーカーの増員につきましては平成28年4月に1名、10月に2名の増員を行ったところでございます。被保護世帯に対しましてきめ細やかな支援が行えるように実施体制の充実ということで全庁的に御配慮いただいて図ってきたところでございます。

今後も市といたしましては、被保護世帯数の動向を踏まえてケースワーカーの適正配置ということで努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

ケースワーカーのお仕事というのは、困難な事情を抱えた方の人生に寄り添う仕事であり、一人一人事情も違いますし、本当に重たい大変な仕事だと思います。ぜひケースワーカーの皆さん含め、職員の皆さんの働く環境の整備ということについても引き続き努力をお願いしたいと思います。

続きまして、④の今後の課題について伺います。

まず就労による自立支援に力を入れるという御答弁だったと思うんですが、働くということは単に収入を得るということだけではなくて、社会に参加する、社会に貢献するというのが当事者の皆さんにとっても非常に充足を得られるということが多いのではないかと思いますので、ぜひ当事者の皆さんの気持ちに沿った形で就労支援の拡充をしていただきたいと思いますと思うんですが、具体的にはどのようなことを考えているのか教えていただけますか。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 生活保護を受給されている方への就労支援に関しましては、これまでも嘱託員によります就労支援に加えまして、平成27年度から委託事業者によります就労支援事業もあわせて行ってございます。これによりまして、直ちにハローワークでの求職活動を開始することが困難な方々も対象としまして、まずは履歴書等の書き方からよりきめ細やかな個別的な就労支援を行ってございます。

今後も就労先の開拓やハローワークとの連携をさらに進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 生活保護を受けている方の中には、精神的に何らかの困難を抱えているというようなケースもあるかと思えますので、就労による自立支援には特別な配慮が必要になってくるかと思えますが、具体的にはそういう方々に対してどのような工夫をされているのか教えてください。

○生活福祉課長（尾又斉夫君） 先ほども若干説明したものと重複するかもしれませんが、平成27年度の被保護者就労支援事業の委託開始によりまして、市ではあわせて被保護者就労準備支援事業、こちらを開始して

ございます。これは、生活困窮者自立支援制度におけます就労準備支援の枠組みを活用することで、体験就労やボランティア活動などを行いながら段階的に進めているものでございます。就労したいという気持ちがございましてなかなか前に進むことができない方、こういう方にも配慮を行いながら支援を実施しているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ当事者の方の気持ちに寄り添った工夫をこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、職員の方からは、例えば当事者の方から相談を受ける場所が欲しいといったような何か要望などはあるのでしょうか。また、市は職員の方々からの要望に対してどのような対応を行っているのか教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 私どものほうでは、生活相談に利用しております相談室が4カ所ございます。今後も市民の皆様の御相談に支障を来すことがないように、引き続き適切にプライバシーの保護等配慮を行いながら相談室を有効利用していきたいというふうと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

つい先日も職員の方がとても親身になってお話を伺っている様子をたまたま目撃したんですが、相談室ももちろん必要だと思うんですが、市役所内でそうやって気軽に相談できる雰囲気があるということは、本当に職員の皆さん、日々の努力をかいま見たような気がしました。

今後も職員の皆さんの要望も聞きながら、生活に困窮する市民の方々に寄り添った対応を引き続きお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成28年第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は、5項目について質問をいたします。

1点目として、安心・安全につながる交通事故対策について伺います。

全国各地で高齢者による事故が多発しています。特に高齢者ドライバーによる事故が多くなっております。

昨年都内で発生した交通事故のうち、高齢者が運転していたのは21.5%、全体の事故数はこの10年間で半減しましたが、高齢者による事故が占める割合は倍増しています。

2016年版警察白書によると、2015年末現在75歳以上で自動車運転免許を保有している人は477万人、前年比で約30万人増、この10年間で2倍以上ふえ、2018年には推定532万人に達する見通しであります。75歳以上のドライバーによる死亡数は2014年で471件、全体の12.9%に上り、このうち認知症が疑われる75歳以上のドライバーは約4割を占め、警視庁では75歳以上で運転免許保有者のうち29万から75万人が認知症の可能性があるとして推測しております。また、高速道路の逆走は深刻で、この5年間で65歳以上の方が7割になっております。

交通事故総合分析センターがことし6月発行したレポートでは、歩行中の交通事故による死傷者数を年齢別に見ると、小学1・2年生に当たる7歳児が突出して多くなっており、2015年の7歳児の死傷者数は1,462人、登下校に代表されるように、小学校に入り児童だけで行動する機会がふえたことが原因と挙げられています。

ここで伺います。

①市の交通事故状況について。

ア、急増している高齢者及び7歳児の交通事故対策について。

イ、事故防止のための交通安全教育の実施について。

ウ、高齢者及び未就学児対象の講習会の実施について。

②免許返納に対するサービスについて。

ア、当市の免許返納の現状と推移について。

イ、現状のサービスについて。

ウ、市内で利用できるサービスの提供について（ちょこバス無料・割引パスポート、商店お買い物券等）。

③自転車保険の加入状況と推進について。

2点目として、路面下の空洞化対策について伺います。

先月11月8日、福岡市の博多駅前道路で大規模な陥没事故が発生しました。路面下の陥没は各地で頻発しております。2014年だけでも約3,300件、東京では区部を中心に地下調査を行い、年間230件の空洞が見つかります。20年前は都市部で道路1キロメートル当たり1カ所の空洞がありましたが、最近では1キロメートルで2カ所と倍増しています。多摩地区でも空洞化のサンプル調査を行い空洞が発見され、対策に取り組んでいる現状があります。事故を未然に防ぐためにも対策の必要性があります。

ここで伺います。

①空洞化調査に対する認識について。

②調査の実施予定について。

3点目として、AEDについて伺います。

AEDは自動体外式除細動器と言われ、心臓が正常に働かなくなった際に電気ショックで機能を回復させる医療機器です。動作が自動化され、医師が施術する必要がなく、2004年7月からは一般市民でも使えるようになり、設置箇所もふえ普及が進む一方、消防庁によると、2014年に心肺停止状態で目撃された約2万5,000人のうち、AEDによる救急処置を受けた人の割合は4%にとどまっています。事故現場などに居合わせた際、応急手当ができる市民、バイスタンダーの育成が必要ではないかと考えます。

現在当市におけるAEDの設置箇所は主に公共施設であります。しかしながら、日曜、祭日、夜間にあいている施設は消防署のみであり、万が一のときに使用できない可能性があります。市内で重篤な傷病者が発見された場合、その場に居合わせた市民がAEDを利用しやすい体制を整えるためにも、必要なところに設置され、誰もが使えることが大切です。最近では、24時間営業のコンビニのAED設置がふえてきています。当市もコンビニ設置をするべきではないかと考えます。

ここで伺います。

①AEDの設置及び利用状況について。

②コンビニ設置について。

③地域別講習会の実施について。

4点目として、防犯カメラの増設について伺います。

防犯カメラの設置は、犯罪抑止の効果、犯罪事案に対する検挙活動や解決に利用される捜査支援効果があります。また、住民の犯罪不安の軽減にもなり、犯人逮捕につながる大きな効果を上げています。

昨今当市では不審者情報が多く報じられていますが、地域の安全対策として、現在通学路に防犯カメラ設置を進めていますが、ほかに公園、危険箇所の道路等に設置することが必要であると考えます。

ここで伺いいたします。

①犯罪防止につながる防犯カメラの公園や危険箇所への設置について。

②他市の設置状況について。

③今後の設置計画について。

最後に、5番目として婚活支援について伺います。

結婚数が減り、生涯未婚率も上昇している中、個人の問題として扱われ、支援の手が届きにくかった婚活支援について、結婚を希望する男女の縁結びを後押しする地域や自治体の取り組みが全国でふえています。

公明党の青年政治意識調査で、将来に希望を感じることはとの問いに対し、家族がいるが最も多い回答でありました。

2015年版厚生労働白書によると、公的な婚活支援について積極的に取り組むべきと、ある程度取り組むべきとを合わせると、全世代、15歳から79歳で59.6%、15歳から39歳で64%に上っています。

今恋をしない若者がふえています。2015年の国立社会保障・人口問題研究所の調査で、交際相手のいない未婚者、18歳から34歳で男性が約70%、女性で約60%と高い水準であることがわかりました。一方、いずれは結婚しようとする未婚者は、男性で86%、女性では約90%に上ります。

人口減少時代に入り、少子化対策の重要性が増す中、恋愛するなら東大和といえるような出会いの場の提供、住みよい魅力あるまちづくりに結びつく婚活支援を積極的に進めるべきではないかと考えます。

ここで伺いいたします。

①市の婚活支援に対する認識について。

②出会いの機会の提供と、少子化対策につながるための定期的なイベント開催について。

壇上の質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、当市における高齢者及び7歳児の交通事故対策についてであります。近年の東京都内における交通事故の状況を見ますと、事故数は減少してきておりますが、高齢者がかかわる交通事故の割合は増加傾向にあります。また、児童の交通事故につきましても減少傾向にあります。

市内においても同様の傾向でありますことから、今後増加する高齢者を主としました交通安全啓発が必要であると認識しております。

次に、交通安全教育の実施についてであります。市では交通ルールの正しい理解や交通マナーの向上を図るため、関係機関と連携をしまして交通安全講習会、交通安全教室を実施し、交通事故の減少につながるような効果的な啓発活動に努めているところであります。

次に、高齢者及び未就学児対策の講習会の実施についてであります。高齢者につきましては、春・秋の交

通安全運転者講習会や高齢者のための体験型交通安全教室などを実施しております。また、幼児につきましては、信号の見方や正しい横断の仕方などの交通安全教室を幼稚園、保育園で実施しております。

次に、本市における運転免許証の返納の現状と推移についてであります。全国的に運転免許証の返納は年々増加してきており、都内における平成27年度の返納者数は、その4年前の平成23年の返納者数と比較しまして9倍を超える数となっております。

本市におきましてはそれ以上の増加となっており、高齢者運転免許証自主返納制度の認知の高まりとともに、運転に不安を感じる方や御家族からの交通事故を心配されている方の意識が高まってきているものと認識しております。

次に、運転免許証返納に対する現状のサービスについてであります。運転免許証を返納することにより運転経歴証明書の交付を受けることができ、高齢者運転免許証自主返納サポート協議会の加盟店や美術館などでその証明書を提示することによりまして各種特典を受けることができます。

次に、市内で利用できるサービスの提供についてであります。現在免許証返納後の支援につきましては市独自のものはないため、市内で利用できるサービスにつきましては高齢者運転免許証自主返納サポート協議会加盟企業及び団体による特典の利用となっております。

支援サービスの実施により免許証が返納されやすい環境整備の促進が図られると考えますが、継続的な支援のための方策を検討する必要があると考えております。

次に、自転車保険の加入状況及び推進についてであります。自転車保険の加入状況につきましては、さまざまな保険がありますことから市で把握することは困難であります。

市では、市報やホームページにおきまして、万が一の事故の備えとしまして、自転車保険への加入を推奨する内容の記事を掲載しております。

次に、路面下の空洞化調査についてであります。道路の地下には、東京都や市が管理しております上下水道管やガス管、電気・電話ケーブルなど、ライフラインとしてのさまざまな埋設管等の施設があります。これらの地下埋設施設に起因されました道路陥没が多いことから、事前に路面下の状況を把握できれば改善措置を実施することにより未然に事故等を防ぐことができるものと認識しております。

次に、調査の実施予定についてであります。近年の民間事業者の技術力の進歩により、道路を掘ることなく路面下の空洞を推定できる調査方法があると聞いております。

このような新しい技術につきましては試験的に取り入れるなど、その効果を確認するとともに、費用を含めて検証し、実施することが望ましいものと考えております。

次に、AEDの設置及び利用状況についてであります。AEDの設置につきましては現在市庁舎や各公民館、小中学校など46の公共施設に設置しております。民間の事業所や施設に設置されているAEDについては把握しておりません。公共施設に設置していますAEDにつきましては、これまで活用されたことはないと認識しております。

次に、AEDのコンビニ設置についてであります。公共施設に設置していますAEDは夜間や休日に対応ができないことなどから、24時間営業のコンビニ店にAEDを設置している自治体があります。AEDの適正配置に関するガイドラインでは、コンビニはAEDの設置が考慮される施設として例示されていることから、事業所として設置いただくよう協力を呼びかけることが必要と考えております。

次に、地域別講習会の実施についてであります。AEDの使用方法や心肺蘇生など救命講習については東

京消防庁が実施しております。近隣では立川防災館で定期的に講習会が実施されておりますが、自治会など地域の方々である程度の人数を集め、場所を確保していただければ、消防署が講習会に出向いて対応しているとのことです。また、東大和市消防団に依頼の場合はできる限り対応しております。

次に、公園や危険箇所への防犯カメラの設置についてであります。これまで警視庁や自治会、または教育委員会において通学路等に対する防犯カメラの設置が進められており、市民や児童・生徒の安全確保に一定の効果を発揮しているものと認識しております。

公園や危険箇所につきましては、現在のところ、自治会で公園に1カ所、その他で1カ所に設置されております。

次に、他市の設置状況についてであります。平成26年度末における調査結果によりますと、多摩地域において地域団体等が設置者として街頭防犯カメラを設置している自治体は26市中17市で、延べ770台が設置されております。

市が設置しています防犯カメラは14市で延べ1,530台であります。ただし、市庁舎等の公共施設内に設置されたものも含んでおりますので、街頭防犯カメラの設置状況は把握できておりません。

次に、今後の設置計画についてであります。防犯カメラは適切に運用することで犯罪防止に一定の効果があるものと認識しております。一方、住民のプライバシーを保護する観点から、その設置につきましては慎重に対応する必要があります。

次に、婚活支援についてであります。市では、国が定めましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を勘案しつつ、平成27年10月に東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、魅力あるまちづくりを行い、将来見込まれている人口減少の抑制を図ろうと考えております。

市の総合戦略の中には、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという基本項目があり、その下にある施策の結婚の力になるを達成するための主な事業として、未婚者の出会いの機会の創出事業があります。このことから、人口減少の抑制を図るためにも、未婚者の出会いの機会の創出し、有配偶者の増加を目指す取り組みは必要であると考えております。

次に、出会いの機会の提供と定期的なイベントの開催についてであります。未婚者の出会いの機会の創出の目的は、未婚者が出会い、結婚し、結婚後に市内で出産し、その後、子育てをしていただける方々をふやすことにあります。

今後事業効果などについての研究を踏まえ、実施についての検討が必要であると考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうから、事故に関してですけれども、高齢者が多くなってきて、児童に関しては少なくなっ

てきてるということでしたけれども、まず初めに当市の運転免許証の保有数と高齢者の免許の保有数をお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 運転免許の保有者数でございますが、まず都内の全体でいいますと、10月末現在で総数が784万5,630人となっております。そのうち65歳以上の高齢者につきましては115万862人となっております、割合としましては14.7%となっております。

一方、市内につきましては10月末現在で総数が5万2,963人、そのうち高齢者の数が1万512人で19.8%となっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

当市のほうは2割ということで、人数的には1万を超えてるといことですが、続きまして、当市の交通事故の件数と高齢者の事故件数をお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 交通事故の件数でございますが、都内、市内でございますが、全体的には都内も市内も減少してございます。また、高齢者の事故も減少しているような状況でございます。

都内につきましては、平成28年10月末現在で件数が2万6,301件となっております、その死傷者数につきましては総数が3万861人となっております。高齢者につきましては4,459人となっております、14.4%となっております。3年前の平成25年と比較しますと、3年前の高齢者の方の事故の死傷者数の割合につきましては13.0%でしたので、割合的には上がっているような状況です。

市内につきましては、平成28年10月末現在で事故件数が、これは単年度ですので、平成28年10月現在183件となっております。25年から27年までにつきましては毎年、25年は301件、26年は254件、27年は227件と減少傾向にあります。

同様に、高齢者の事故の件数の割合、死傷者数の割合になりますが、人数でございますが、25年が49人、26年が49人、27年が38人、平成28年が40人ということで、その割合につきましては都内については増加しておりますが、市内につきましては増加したり減ったりということで、平成28年は増加傾向にあるような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

市内は先ほど保有数も含めて増加ということですが、この事故に関してですけれども、どのような事故が発生しているのかお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 高齢者の方の事故の内容でございますが、平成28年1月から6月までの都内の事故状況でお話しさせていただきたいと思っております。

高齢者が関連した事故件数は5,204件ございまして、最も多いのが自動車による事故でございます。こちらにつきましては3,337件で全体の64%を占めてございます。2番目が自転車乗車中の事故でございまして955件、これは全体の18%になってございます。3番目が歩行中の事故でございまして684件、これは全体の13%となっております。この3つで95%を占めているような状況でございます。

ただし、死者数でございますが、死者数につきましては歩行中が最も多くて36人という状況になってございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

今高齢者のことをお伺いいたしましたけれども、今回高齢者と児童ということで2つに分けて質問させていただきましても、小学生の事件件数、状況についてお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 小学生の事故件数でございますが、先ほど事故件数自体は減少しているということでお話しさせていただきましたが、小学生につきましても事故は減少してございます。都内で申し上げますと、平成25年は小学生の事故が1,791件でございましたが、2年後の平成27年につきましては1,238件、平成28年につきましても6月現在で603件ということで徐々に減っているような状況でございます。

市内につきましても統計が出てございまして、交通事故件数と小学生の件数につきましては減ってきてございます。全体の件数が平成25年は301件、26年254件、平成27年227件、平成28年が9月末現在で183件でございましたが、小学生の事故につきましては平成25年は全体の7%で24人、平成26年につきましては12人で全体の4.3%、平成27年につきましては16人で全体の6.1%、平成28年は9月末現在で9人ということで4.3%ということで、割合についても若干の変動はございますが、徐々に減ってきてるような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 失礼しました。私、小学生の事件と言いました。事故の間違いです。済みません。よろしくお願ひします。

続きまして、先ほど高齢者と小学生の事故の件数を含めましたけれども、この事故防止のための安全教育なんですけれども、この実施について、現在実施している内容についてお伺いいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 交通安全講習会や交通安全教室についてでございますが、まず高齢者の方の交通安全教室ということで、歩行者教育システムによる体験型交通安全教室というのを実施してございます。これは平成27年3月から実施してございまして、年1回でございます。続きまして、交通安全市民のつどい、こちらは一般向けでございますが、年1回行っております。また、春の交通安全ゲートボール大会、こちらは高齢者の方が主でございますが、年1回春に行っております。また、春、秋の交通安全講習会、一般向けでございますが、こちらについても市内4地域の市民センターなどで実施してございます。

その他、小学生につきましては、小学3年生を対象にした自転車運転免許講習会をやってございます。また、中学生につきましては、スタントマンによる体験型交通安全教室をやっているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 高齢者の体験型の交通安全教室ですけども、この参加人数というのはわかりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 高齢者の方が参加しております講習会についてでございますが、先ほど申し上げました歩行者教育システムによる体験型交通安全教室につきましてはことしで2回実施しましたが、出席者は30人程度ということでございます。

それから、春の交通安全ゲートボール大会、こちらにも高齢者の方が対象なんですけど、年1回で、東大和市、武蔵村山市合わせて350人程度というような状況になってございます。

それから、春、秋の交通安全講習会につきましては、高齢者の方がほとんどという実態がございまして、こちらにつきましては年間で六十数人から七十数人程度ということになってございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 体験の安全教室は30名ということで、少ないなという、広報の仕方もあると思うん

ですけれども、実は警察署が高齢者の交通安全モデル地区というものを実施をしております。それは、高齢者の皆さんへの交通安全教育や、交通事故実態を踏まえた交通指導、取り締まり、交通安全施設整備など、交通事故防止に向けた講習会等の活動を集中的に行う地区というのを交通安全モデル地区として指定をしております。この活動については、地域住民と一体となって推進することによって地域の交通安全意識を高め、他の地域へ波及されることにより増加傾向にあります。高齢者の交通事故減少を図るものとして実施をしております。

これは警察署ごとにモデル地区というのがあるわけですが、東大和警察管内では武蔵村山市緑が丘がモデル地区となっています。これに関して、東大和市でもこのモデル地区を指定して取り組むことも対策の一つになると思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 高齢者の交通安全モデル地区についてでございますが、こちらにつきましては各警察署で1カ所以上指定することができるという決まりになっていると聞いてございます。

東大和でもということでございますが、市から東大和警察署へ例えばどここの地区を指定してほしいとかいうような要望をすることは可能ではございますが、東大和警察署に確認しましたところ、東大和警察署が独自で判断し決定することでございますので、できるかどうかはちょっとわからないというような回答をいただいております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひこれに関してはまた再度ちょっと要望を出していただきたいなと思います。これは武蔵村山の緑が丘地区というのは、高齢者も多いという部分の総体的に含めた形でなったと思いますけれども、東大和市内でもそういった高齢者の多い地域、危険な地域、さまざまあると思いますので、こういうところの地域に関しては本当に積極的にそういった講習とか実習をしているということで、かなりやはり注意喚起になると思いますので、ぜひ要望をまたお願いをしたいと思います。これは要望です。

続いて、高齢者のドライバーの事故ですけれども、これは後を絶たないわけですが、返納者に対して当市で利用できるサービスですけれども、当会派から、議員からも何度か取り上げましたけれども、ちょこバスの無料券だとか割引パスポートとか、お買い物券の市内サービスという、こういったものはできないのでしょうか。お伺いたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 高齢者の自主返納に対する割引ということでございますが、今現在市長から答弁がございましたように、高齢者運転免許自主返納サポート協議会というところが利用できるような状況になってございますが、市内につきましては現在のところ実施してございません。

最近の運転する高齢者が加害者となる事故がたびたび報道されてございまして、かなりの勢いで免許返納者が増加してきてございます。自主返納制度が認知されつつある状況にあると認識してございます。

そのような中で、市の独自の付加サービスを推進するのではなくて、返納後の移動手段等の支援、こちらを継続的なものとしてどうしていくかが課題であるということで考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 返納者がふえているというのは、これは喜ばしいことだと思いますけれども、これは民間でもやってる、例として幾つかちょっと紹介をさせていただきたいんですけども、お隣の東村山市では、自主返納した高齢者、これは65歳以上に対して、シニア世代が地域に出かけるきっかけを積極的に提供したいということで、路線バスを1年間無料で進呈するお達者定期のサービスの開始をしています。また、これは会

派の議員も取り上げましたけども、所沢市でも1年間の無料乗車券というのを配付した例もあります。また、これは地方ですけども、青森の三沢市ですけども、ことし4月から自主返納者支援事業を開始をしました。

先ほど、当市と同じように返納者が免許証のかわりに受け取った運転経歴証明書を提示することによって、支援協賛店でのサービスが受けられるということですけども、そのほかに公共機関の運賃の割引の特典などがあるという、こういう例もありますので、現状こういう中で返納している人が多くなっているというのは、それはわかりますけれども、そういった付加をつけることによってやはり認識、市の活性化にもつながるのではないかと思えますけども、これについてはいかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 高齢者が生き生きとこの地域で生活していく上で、運転を続けられる方は運転を続けていくといったものも一つの、自分で行きたいところに行けるということですから、交通の手段としては重要なことだと思っています。

しかし、今いろいろ御指摘ございますように、高齢者の関係する事故がふえてるというようなことがございますので、やはり個人差はありますけれども、身体機能の低下といったものは否めないところでございますので、そういった方が御本人がみずから免許証を返す、免許を返納するということをやはり地域としてどう支えていくか、または悲惨な事故を招かないためにも、防ぐためにも、そういったことのきっかけになるようなものがあればいいというようなことは認識してるところでございます。

今土木課長のほうからも、そういったものが継続したものとして位置づくような検討といったことがこれから必要ではないかというふうなことです。先ほど木戸岡議員から御紹介された東村山市の場合は、路線バスといたしても、一つの会社が、その地域の警察署で発行されたものであればというような条件もついているようでございますし、当然、地域の出かけやすい環境をつくるといったことでは効果があると思います。そういったようなことを含めて、当市が何ができて効果的かといったようなことは研究していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

私これ、取り上げたのは、返納者に対して特典とかサービスというのはあるということで、さまざま取り組みがあるんですけども、高齢者というのはそんなに遠くまでなかなか行く機会というのがないと思いますので、そういった意味では行動範囲もそんなに広くないと思いますので、そういった意味では市内でできるサービスがあれば、よりそういった部分でのニーズが高まるのではないかとということで質問をさせていただきました。今後ぜひ検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これに関してはこの点でとどめたいと思います。

続きまして、自転車保険の加入状況の推進についてですけれども、当市の自転車事故の状況をお聞かせいただけますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車事故の状況でございますが、まず件数でございますが、件数につきましては年々減少してきているような状況でございます。都内におきましても、また市内におきましても減少してきているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 減少、具体的に件数わかりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 事故の件数でございますが、都内におきましては平成25年が4万2,041件で、平

成26年が3万7,184件、平成27年が3万4,274件ということで、そのうち自転車の事故につきましても平成25年が1万4,080件、平成26年が1万2,174件、平成27年が1万568件ということで、件数は減ってきてございます。また、その事故全体に対する自転車事故の割合につきましても28.7%から26.4%ということで年々減ってきているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 具体的に市内の事故件数等含めて教えていただけますか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内の事故件数についてでございますが、平成25年から28年までの統計が出てございます。平成25年につきましては、全体事故301件中、自転車事故が109件となっておりまして、割合は31.8%、平成26年につきましては全体が254件で、自転車事故が94件ということで33.3%、平成27年につきましては227件中、自転車事故が89件ということで、34.1%ということで、市内におきましては徐々にふえていく状況でございますが、平成28年につきましては今のところ183件中67件ということで、32.4%ということで、去年よりは、今現在では、これは10月までの統計でございますが、去年よりは今減っているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。30%を超えているということで、都内よりはちょっと多くなっているっていうことを感じます。

そういうことに伴いまして、当市の自転車保険についてですけれども、自転車保険の加入状況の把握というのは困難ということでしたけれども、自転車は国内で7,000万台利用されていると言われております。ただ、自転車に関係する事故、特に歩行者との接触事故が絶えない現状は改善をしなければいけないと思います。賠償の高額化を踏まえた対応が今求められているのではないかなと思います。そのための重要な手段が自転車保険であります。

これは例で言うと、兵庫県は昨年10月から全国初の自転車保険加入の条例を義務づけをしました。これは被害者の救済、加害者の負担軽減が目的でありますけれども、推進方法として、市報とかホームページで加入の推進をしているということで御答弁ありましたけれども、これはほかにも何か印刷物だとか皆さんにお配りするとかというものはあるのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車保険につきましては、市報やホームページでその内容を掲載しまして、加入のお勧めということで掲載してございます。その他に担当課のほうの土木課の窓口パンフレットを置いてございます。市内につきましては、市内の公共施設にそのようなものを置いているような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これ、自転車保険の件ですけれども、例を挙げますと東京の中央区ですけれども、ことし8月から自転車保険の加入を促進するというので、区内の自転車安全整備店でT Sマークを取得した区内在住者に助成を行っています。またこれは台東区でも行っています。区内で指定された店舗で取得すると、場所によっては1,000円から2,000円までの助成が受けられるというシステムです。またこの近隣では、三鷹市とか武蔵野市、武蔵野市に関しては交通安全講習会に参加をした方に保険推進のための施策として行っております。

当市でもこういったことの導入ということに関してはいかがなんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 他の市や区で行われているT S附帯保険費用の助成ということでございますけ

れども、このTSマーク自体が自転車を安全に、整備された自転車をきちんと乗ろうというような制度の一環でございますので、自転車安全整備士が定期点検をしたという意味も含めて2種類の色のものをつけて、それに補償がついてるという内容になっています。

当市の検討状況といたしましては、やはり個人の方が責任持ってきちんと交通手段となる自転車に乗っていただくというような意味合いから、まだそのそれに対する助成を行うといったところまでの考え方は持っておりませんが、こういった制度があるといったようなことはきちんと周知しPRしていくといったようなことも必要ではないかなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 承知しているということですが、ぜひ他市の状況もちょっと確認をしながら、ぜひ推移を見ていただきたいなと思います。

ちょっとあと、前後ちょっとしますけれども、先ほどの講習会の件ですが、未就学児の講習会についてですけれども、幼稚園、保育園で交通安全教室を実施しているということですが、これに関しては全ての園で実施をしているのでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 市内の幼稚園、保育園でも交通安全教室を実施してございますが、全園というわけではなくて、平成25年につきましては幼稚園が1件、保育園が8件、平成26年につきましては幼稚園が1件、保育園が8件、平成27年につきましては幼稚園ゼロ件、保育園が14件、平成28年につきましては、今日現在でございますが、幼稚園1件、保育園10件ということで、そのような状況になってございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この件ですが、先ほど7歳児の事故が突出してるという、これは全国でも都内でもそうですけれども、2015年に発生した歩行中の交通事故の死傷者数ですが、これ5万6,962人、19歳以下の子供が18%、65歳以上の高齢者が32%、基本的には高齢者の安全対策が叫ばれてるっていう理由になってるんですけれども、歩行中の交通事故による死傷者を5歳単位で見ますと、70歳から74歳が4,149人、75歳から79歳が4,290人なのに対して、5歳から9歳児ですが、4,853人と最もこれ多くなってるんですね。具体的には、学校での登下校中、道路上での遊び時、友達などへの訪問時の事故というのが小学校入学から、6歳から急増しています。また7歳児の交通事故による死傷者は全体の73%、これはほとんど日中、平日が土曜の2倍、また日曜日の約2.5倍発生して、特に男子ですが、女子の2倍以上になっております。

こういった部分では、事故を未然に防ぐためにも継続的にこれはぜひ全ての園で実施をしていただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 幼稚園、保育園の交通安全教室につきましては、東大和警察署が主体となって行っております。市では、機材、信号機等の提供や運営補助に当たっているような状況でございますが、警察署のほうと連携しながら、どういう方法でふやすことができるか検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これは最近の新聞記事でも出ていたんですけど、やはり当市は幼稚園、保育園でもこういう安全教育というのをしているということですが、全体的に見ると幼稚園はある程度しているけれども、保育園ではそういったことはしていないという実態が明らかになって、その状況の中、やはりそういった教育を受けてない子が事故に遭うという統計が出ています。そういった意味では、小さいうちからそうい

た事故防止の安全教育というのはすごく大事ではないかと思えます。子供たちには当然親御さんがしっかりついて、そういった部分でのスキンシップをとりながらやはりそういった安全講習を積極的に進めていただきたいと思えますので、ぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、2番目の路面下の空洞化対策について伺いをいたします。

以前、当会派の議員からも質問させていただきましたけれども、空洞化に対する認識についてですけども、市長答弁がありましたように、事前に路面下の状況を把握できれば改善措置を実施するというで未然に防ぐことができるということですけども、今までは過去に何か対策とか調査とかというのをやったことはあるんでしょうか。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 空洞化に対します調査でございますが、過去にデモとしまして事業者が空洞の調査を行ったということで市のほうに報告がございましたが、その路面下空洞調査でございますが、空洞の探査車を、車両を走らせるだけで路面の空洞化がわかるということで、そのようなデモを行っていただいたということで市のほうにございましたが、今現在市のほうではその報告を受けまして、試験的にその空洞化調査をやっていくような、そのような考えで今動いているようなところでございますが、ちょっと時間をいただきながら、検討させていただきながら対応できるかどうか検討していきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** これは全国各地でも行われていて、近隣市でも行われています。清瀬市とか昭島市はこの路面下の空洞化のサンプル調査をして、実質そういう空洞化が見つかって数カ所発見されまして、陥没を防いで工事を行ったという例が今あります。

そういった意味では、これ積極的に進めていただきたいと思えますけれども、できれば調査の実施の見通しを示していただければと考えますけれども、これ見通しについてはいかがでしょうか。

○**都市建設部長（内藤峰雄君）** 計画的に幹線道路や準幹線道路というような位置づけのところをやっていくべきではないかというような御指摘になってくるのではないかと思いますけれども、当市では大規模な地下施設等がございません。地下道であったりだとか地下駐車場といったようなこともなく、いってみれば管渠等の老朽に起因するものが多いのではないかというようなことです。

先ほど土木課長のほうからも述べましたデモ的に調査された報告を事業者からいただいたことがあるということでございますけれども、それも多分管の上の空洞とか、そういったことになるのではないかなというふうに思われまして、そのようなところがあれば、マンホールから入って、それにつながるようなものがあるかどうかというような調査は行いますし、また追跡調査、二次調査としての方法といったようなものは、先ほど土木課長が御答弁申しましたとおり、考えていきたいというふうに考えております。

ただ、市道路線全体を計画的にくまなくというような予定までは今は持っておりません。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** これぜひ積極的に、これは昭島市に関しても1メートル四方ですか、そういった部分の空洞化が見つかって、やはりこれは防げたという、やはりこれはやっぱり調査をしてみないとわからない部分がありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

この質問は以上にしまして、3点目に入ります。

AEDについてですけども、現在46の公共施設にAEDが設置してあって、今まで活用されたことがないということですけども、この救急講習に関してですけども、これは市の職員とか学校関係、教員の皆さんと

いうのは全て受けられているのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 全てについては把握しかねるんですが、市の職員につきまして、東京消防庁の協力をいただきまして定期的に講習のほうを受けております。現時点で、職員でいいますと市の職員で認定を受けている数は186人であります。

なお、消防署のほうで毎年実施をしておりますけれども、こちらで昨年1月から12月までに実施した講習とというのがあるということで、普通救命が44件で566名、それから上級救命が7件で180名、応急救命が27件で751名の受講があったというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○学校教育課長（岩本尚史君） 小中学校の状況でございますが、初任者宿泊研修会では毎回必ず3時間程度、AEDを使用しました救命救急講習を実施しております。また、学校ごとで状況は違いますが、校内研修会ということで、とても大切なものですので、例えば夏季のプール前の講習会ですとか、北多摩西部消防署に要請をしまして学校に来ていただく、あるいは行って講習をする、また東京都教育委員会で実施をしています心肺蘇生法の実技講習会の参加等、しっかりと対応しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

かなりの方が講習を受けているということですが、小中学校のAEDについてですけども、この設置とかさまざま、この状況についてお伺いしたいと思いますけど。

○学校教育課長（岩本尚史君） 現在小中学校にはAEDを設置をしておりますが、校内体制の整備の意思統一がしっかりできるようにということで、平成24年3月に各学校のほうに教育長名で学校設置のAEDについてというものを発出しまして、現在取り組んでいるところでございます。その中には、AEDの設置の場所ですとか校内全員による把握、また設置場所の周知ということが書かれております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 一応校内設置ということですが、当然学校は広い場所であるわけですが、やはり複数設置することが望ましいですけども、これはやはり当然予算がさまざまあるものであれですけども、運動場だとか、プールとか、体育館の近くに置く必要は、これはないのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 限られた台数でございますが、各学校でAEDを必要とするような事故が万一発生した場合に、いつでも誰でも使用できるようにということで、設置場所を事務員室ですとか玄関に近いところに設置をして対応しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） あと学校開放で一般の方も使う場合とか、そういった行事だとか、そういった部分で、その市民の方がAEDの設置場所がすぐわかるような表示にはなってるのでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 掲示場所につきましては、今御指摘いただきましたように学校に来た人が目にしやすい場所ということで、正門ですとか昇降口、また夜間、校庭とか体育館を利用する方を意識して、複数箇所に掲示するように依頼をしております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続いて、先ほど、先生方の講習だとか体験ということでお話しされましたけど、生徒への体験授業というか、

そういったものは基本的には全校で行ってるんでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 一部の学校におきましては、授業の防災教育の一環ということで扱うことはありますけども、全校で同時についているところまでは至ってないかと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 特に同時ではなくてもいいんですけど、やっぱりAEDというのはなかなか知ってるようで知らない、やはりいざというときに必要な部分がありますので、そういった意味では学校教育の場でも全校、随時そういった場を設けていただいて、そういった検討をしていただきたいと思っておりますけども、これに関してはいかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 児童・生徒が自分たちあるいは他の方がこのような状況になったときにということでのAEDの扱い、あるいはAEDというものの役割ということを学ぶことは大切なことだと考えますので、校長会等でも話をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** よろしく願いいたします。

続いて、このAEDのコンビニ設置についてですけれども、現在コンビニに設置する取り組みがふえております。

このAEDのコンビニ設置については、全国でも静岡県三島市と神奈川県大和市というのがAEDの普及に関してかなり積極的に取り組んでおります。

先日、AEDの普及推進に取り組んでおります神奈川県大和市の消防本部にお伺いをしてきました。設置場所は当然公共施設、あと幼稚園、保育園、郵便局、またコンビニ大手の全店舗に設置をしております。また、やまとAED救急ステーション認定制度というのがありまして、AEDを自主設置してある民間事業者を誰もが使えるAEDの協力施設として認定をしております。あと、特筆すべきな点は、市民にAEDを知ってもらうということで、第一土曜日はAEDの日と定めております。第一土曜日と定めて、これは消防署がキャンペーンをしたりとか、各地域に行って操作の体験を開いて、かなり認知度が上がってきているということです。地域別のAEDマップも作成をしております。AEDは市が設置して、警備会社からのリース契約ということになっておりますけども、壇上でもお話ししましたけれども、事故はいつ起きるかわかりません。大和市では、21年から27年までの間で5名の方がAEDを利用して命が救われたということをお聞きをいたしました。

大阪の、これは枚方市ですけれども、ことし2月、コンビニ前で路上で倒れていた男性を通行人が介抱して、その店内からAEDを持ち出して、その店長、その店長は80歳だそうですが、2人で介抱しながら応急手当をして無事回復したという例があります。24時間いつでも対応できるコンビニ設置というのは大変有効であると思います。

当市ではセブン-イレブン・ジャパンと協定を締結しておりますけども、ぜひAEDのコンビニ設置をしていただきたいと思っておりますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○**総務部長（広沢光政君）** AEDのコンビニ設置ということで、通常、心停止があったときに3分以内にAEDを利用を続けることによってその方の社会復帰率が高まるということをよく言われてございます。そういう意味では、24時間いつでもあいているというコンビニにAEDを設置するという有効性といえますか、それは十分認識しているところでございます。

ただ、コンビニ自体が、確かにそういう有益性はあるんですが、コンビニ自体の設置場所といたしますか、開

店されてる場所というのが意外と幹線道路沿いとか、そういったところに偏ってる傾向もございますので、そういった部分、それと、基本的には第一義的にその事業者の方に設置のほうをお願いしていけるのが一番いいかなというふうに思ってます。そういったところも考えながら、今後もそういった事業者の方に調整ができるかどうかも含めまして研究が必要なことだなというふうには思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私もコンビニはよく行くんですけども、そのコンビニの店長にもお話をさせていただきました、最近。コンビニ設置になれば年間で1人ぐらいは命が助かる人が出るんじゃないかなという、そういう歓迎の意を示していた店長もありました。ぜひ積極的に検討をしていただきたいと思っておりますので、この点はよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、地域別の講習会の実施についてなんですけれども、実は今回このAEDを取り上げるに当たって、理由の一つに、10月に桜が丘市民センターで消防署の方をお呼びしまして、地域の方の防災セミナーというものを開催をして私も参加をさせていただきました。

その中で、緊急時のAED操作について体験講習が行われましたけれども、この日は40名ほどですか、当然高齢者の方が多かったわけなんですけれども、ほとんどの方がAEDの存在自体は知っているんですけども、直接見たことは初めてと。操作に関しては非常に関心を示されておりました。AEDというのは緊急時に利用できなければ意味はないと思っております。

そういった意味では、大和市っていうのは広報活動、講習会を実施することによってAEDを広く市民に知っていただいて、利用できるように推進しておりますけれども、また救急の講習についても参加者がことしては3,639名という多くの人数の方が受講されております。

この防災訓練など、AEDに対しての操作の体験ですけども、今まで東大和市でも防災訓練とかさまざまな部分で体験ということでやっていると思っておりますけれども、これに関してやっぱりごく一部の参加にとどまっているのではないかなと思っております。これを広く市民に知っていただいて、利用できる機会をぜひ、定期的な講習、これは消防署との連携になると思っておりますけれども、実施していただきたいと思っておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 講習会の定期的な実施ということでございますけれども、基本的に東京都内は、東京消防庁のほうに救命業務等を委託しておりますので、基本的には消防署の業務だというふうに認識しているところでございます。

先日、北多摩西部消防署のほうに講習会の実施についてもう少し拡充できないかというお話は差し上げたところなんですけども、お話によると、講習会を実施する適当な場所がないので、現在のところは10人前後の皆さんにお集まりいただいて、場所を確保していただければ講習会に出向いておりますと。それから、単独とか数人で講習を受けたいという方については、このあたりでいいますと立川市にある立川防災館等で定期的に講習を実施してるので、そちらを御案内してるということでございました。

ただ、今議員のおっしゃったとおり、できる限り多くの方に周知をしてもらうというふうには私どもも考えてございますので、引き続き消防署のほうにはそういう取り組みが拡充できるようにお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今場所という話がありましたけど、講習というと何か本当にさまざまなことを何時

間もかけてやるっていうイメージがありまして、そうではなくて、やっぱりその操作方法、そういった基本的なことを知っていただくということがすごく大事だと思います。場所の提供などはできるのではないかなと私は思いますけども、この点に関してはぜひ、毎月とは言いませんけども、年何回かそういうふうを決めてぜひ周知をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

このAEDの設置について、できれば市長の所見をいただければと思いますけども。

○総務部長（広沢光政君） AEDにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、その有益性というのは十分に認識してるところでございます。

一つ注意したいのが、AEDの操作の講習会というものには、必ずAEDは、除細動を停止してしまいますので、心臓がとまった状態になると。通常であれば、その後、自動的にとといいますか、復活するんですが、そうしたことがないときのために一応心肺蘇生法もあわせてそちらのほうで講習を行いますので、そういったものをセットとした、先ほど場所の関係で、そういう意味でちょっと講習会には場所が必要だということですが、いずれにしても、そういったAEDの周知も含めまして必要性というのは十分認識しておりますので、第一義的には市民の皆さんにそれを使い方を知っていただくというようなことが必要であると思っておりますので、市としてもできる限り広報等については機会あるごとに行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

続きまして、4点目に関してですけれども、防犯カメラの増設についてお伺いをしたいと思います。

この防犯カメラに関しては、私も以前から要望して一般質問でも取り上げをさせていただきました。

現在公園で1カ所、その他で1カ所ということをお聞きしておりますけども、これはどこに設置してあって、設置の経緯がわかれば教えていただけますか。

○総務部参事（東 栄一君） 自治会等で設置をした場所と、それから経緯ということでございます。

まず公園につきましては、二ツ池公園でございます。それからもう一カ所は、これは奈良橋市民センターから北に上がっていく坂道のところの、あれは何とか橋、橋のところの街路灯のところにカメラが2つついてございます。

経緯でございますけれども、あの多摩湖畔の地域の方々の自治会の皆様が防犯活動をする上で、高齢化が進んでいるということもあり、なかなか……、ごめんなさい、さっきの諏訪山橋でございました。失礼いたしました。湖畔地域の方々がもう高齢化で防犯活動なかなか十分にできなくなりつつあるというようなことがあって、これを補うために、その手段としての防犯カメラの設置が必要ではないかという話があり、その中で東大和警察署の方や防犯カメラの業者さんを招いたりなんかしまして、そこでいろいろ学習に努め、結果として、いろんな自治会があるんですけども、全体で地域の総意として防犯カメラの設置が必要だろうという決定をしたところから相談があったものでございます。その結果、現在先ほど申し上げましたとおり、諏訪山橋のところにカメラがこれはたしか2カ所ですかね、それから二ツ池公園内にカメラが2カ所ついてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

このカメラについてですけども、当市では不審者情報が出ているということは私は認識してんですけども、これに関して、当然安全・安心メールを見た親御さんから不安の声が上がっておりまして、対策をとってほしいという要望を複数は受けております。以前一般質問で取り上げました。全くちょうど1年前、12月19日昨年

の、上北台の中北台公園で不審者が出て、小学生が被害に遭いそうになりました。また動物の虐待とか放火もありました。窃盗なども起きているため、防犯カメラの設置も訴えましたけれども、市ではなかなかそういうことはできないという答弁でございました。

対策として、公園内に防犯パトロール実施中の看板を設置していただきましたけれども、これは本当に感謝してるんですけども、しかしながら、緑の公園に、看板が緑なんです。緑の公園に緑の看板が目立たないということで、これはやっぱり状況を把握した上で適正な設置を、これは要望ですけども、お願いをしたいと思います。これは済みません、要望です。

今回起きている不審者の道路ということでお聞きしてますけれども、市内の危険箇所の精査をして増設をするべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） あくまでもプライバシーの関係等いろいろございますので、近隣住民の方々の合意のもとで進められるべきものだというふうには考えてございますけれども、もちろんおっしゃるとおり、安全・安心のまちを考える上で、危険場所等に設置されていたほうが安心だということにははっきりしていると思います。

ただ、それ以前に当市で、警視庁のほうでモデル事業ということで、25台ほど設置した経緯がありますけれども、そのときも運営につきましては地域の団体に任せるということで進めております。ですから、基本的に行政の側でそういうプライバシーとか、そういう個人の情報等の侵害がないようにということを慎重に踏まえた上でそういう対応をしてきたということもございますので、基本的には、市としても、市が直接設置をするということではできる限り今は抑制をして、地域の方々が、例えば自治会ですとか商店街の方々がすとか、そういう方々のそういうの中で進めていっていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 今回の公園に設置している場所、私もどういう状況になっているのかと思ひまして、近隣の福生市が最近公園に防犯カメラを設置されました。それを見てまいりました。これは設置の経緯はちょっと事件があったということで、危険であるため設置をしたということでした。また、さらにこれは新設の公園に今回の防犯カメラが福生市でも、五日市街道沿いですけれども、されたということをお聞きしました。また大田区でも危険箇所の公園に随時防犯カメラが設置をされております。先ほど自治体とか商工会とありましたけれども、これはぜひ積極的に進めてもらいたいですけれども、ここで一つ提案をさせていただきたいんですが、防犯カメラですけども、カメラ付き自動販売機というものがあります。これは全国で28の自治体が行いを実施をしております。

幾つか事例を紹介させていただきますと、大和郡山市が全国初となる取り組みを開始をしました。市と警察署、NTT東日本と協定を締結をして、システムはフレッツ光をアクセス回線として接続、防犯カメラによる映像監視、映像の保存ができる。本システムの設置工事や運用等の費用は飲料販売によるインセンティブで行うということでありまして。あと、世田谷区ですけれども、世田谷区で本年8月、公園の場所を提供しまして、自動販売機と防犯カメラの導入をとりました。区の負担がなしで防犯カメラの設置及び運用をする取り組みを試行的に実施をしております。

あと一点、神奈川でも戸塚区ですね、本年3月に防犯カメラ付きの自動販売機が設置をされました。住宅の駐車場脇と自動販売機横のポールに2台を設置をされました。既存の自動販売機でもこれは簡単に取付けられるということですので、今後需要が高くなってくると思います。ぜひ調査研究を検討していただきたいと思います。

と思いますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 今御提案をいただきましたけども、まず防犯カメラにつきましては、先ほど担当参事のほうからもお話し差し上げましたように、被撮影者のほうのプライバシーの問題、それからそれに関連した中では、その防犯カメラを設置するものの、また高度の犯罪が起きるであろうという蓋然性、そういったものが必要だというふうには考えてございます。

そういったものが全てクリアされた段階の中で設置するという事になったときに、今お話があったカメラ付き自動販売機ですか、それは手段としては有効なものであるというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど総務部長のほうから防犯カメラについて、プライバシーのほうの点からやっぱり慎重に対応しなければいけないという市長の答弁がございましたけれども、これは以前、防犯カメラについてですけども、住民の危険箇所の意識調査というのがありまして、8割の方が設置を希望しているというデータが出ておりました。ぜひ検討もしていただきたいと思います。

特に先ほどの防犯カメラですけども、自動販売機付き防犯カメラですか、これはかなり有効ではないのかなということを感じますので、現段階できっともうふえたと思います、今28自治体が取り組んでいるということですので、ぜひ調査をしていただいて、ぜひ当市でも生かせるようお願いをしたいと思います。

最後に、この設置状況なんですけども、他市の設置状況で、先ほど防犯カメラの設置は26市中17市ということで、延べ770台ということでしたけども、これは経過的にはふえているんでしょうかね、防犯カメラの設置に関しては、他市は。

○総務部参事（東 栄一君） 市長答弁で申し上げたとおり、平成26年度末現在の調査しかなかったものですから、それでお答えさせていただきました。基本的に近隣市では条例等の設置をしているところもございまして、市自体で設置数がふえたかどうかはちょっと把握してございませんけども、いずれにしても、地域団体が設置しているものについてはふえているものと考えてございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この質問は以上で終わりますけども、ぜひ設置に向けて検討していただきたいと思います。

じゃ最後に婚活支援についてお伺いをしたいと思います。

婚活支援に関しては、先ほど私も壇上でもお話ししたように、少子化対策を含めて本当に大事な事業であると思いますけども、市として過去に婚活支援に関して何か取り組んだことがあるのか、また検討されたことがあるのかお聞きします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 市としまして、この総合戦略をつくった段階で人口減少の抑制ということもありましたので、この段階から検討しているという状況でございます。

なお、過去にこれは青年会議所のほうで平成24年当時ですか、市内の店舗を使ったやまコンというような婚

活事業をやったということは聞いているところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) その今言いましたやまコンというのは、何か成果というのは、細かなことはわかりますか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 大変申しわけありません、その辺の詳細は承知してないところでございます。以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。

ことし11月に大手企業の社員を対象にした調査が新聞報道されておりました。独身の8割が休日は1人で過ごすということがわかりました。その内訳は、1人で過ごすことが多く家にいることが多い人が58.8%、1人で過ごすことが多く外出が多いは21.8%ということで、本当に8割の方が1人で過ごすという形で答えています。

今婚活支援は、どちらかというとな本人、なかなか本人が積極的になれないという部分だとかあって、親同士の婚活ということで代理見合い会というのも今何か活発に行われてるというのもお聞きしております。

市長はいわゆる人口減少の抑制を図るために未婚者の出会いの場を創出し、有配偶者の増加を目指す取り組みが必要であるという答弁でしたけども、これに関しては今後何か取り組んでいく、また検討していることはあるのでしょうか。

○企画財政部参事(田代雄己君) 現在近隣市の状況だったり、結婚相談所のようなところでも情報収集しているようなことで対応してるところでございます。

ただ、市が行うということで、先ほど申し上げましたように、人口減少の抑制を図るため、東大和市内の在住の方が東大和市に住んでいただくことを前提に出会いの機会の創出を図らなくちゃいけないということもございまして、なかなか恋愛は市の区域を超えた中でも活発に行われると思いますので、その辺の効果をなかなかかかることが難しいのかなと、事業を推進していくのが難しいのかなと感じながら今検討してるところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) そうですね、恋について市がどこまで関与するかっていうのはなかなか難しい部分がありますけども、やはりこういったやっぱり情報提供ってすごく大事だと思うんですね。そういった意味では、若い人ってというのはSNSを活用した取り組みというのがかなりあります。興味を持って進んでるっていうことですけども、私、この子育て応援アプリ東大和スタイルという、これは私すばらしいと思うんですけど、これには子育て応援アプリということで、子育て中心なんですけども、これには市内の観光情報もあるわけですけども、こういうところに結婚だとか婚活情報という部分のものを取り入れながら、結婚、出産、子育て、基本的には連動してると思うんですね。そういった意味では、こういった部分での活用もしていただければなと思います。

あと、婚活支援に関しては全国各地でさまざまな事業が取り上げられているんですけども、それは各地域、地域によって実情が違いますのであれですけども、これから取り組む自治体の参考として、成功の鍵7点というのがあるんですね。

ここでちょっと御紹介をしたいと思うんですけども、この成功への鍵っていうのは、まず一つは地元を巻き込むっていうことで、商工会とか青年団とかボランティアとか、そういった方たちとの地域活性化につなげる

ということが一点。あと人の熱意、当然そういったボランティアも含めてやはりそこには熱意ある人がいなければ成功しない。続いて、3点目としては広域連携ということで、やはり先ほどお話があったように、ほかの自治体、他の自治体のノウハウなんかも聞いて参考にしながら取り組むと。あとは4点目としては、サークル感覚でイベントということで、見合いのイベントといってもかきこまった形ではなくて、バーベキューだとか料理教室だとか、趣味とか、そういった話題の中で親しむということも大事じゃないかと思います。あと5点目として、コミュニケーション向上セミナーということで、これはかなり効果を得ているということは聞いております。というのは、出会いパーティーの前に、男性は服装や食事の仕方のマナーだとか、やはり話し方だとか連携のとり方など、女性とのコミュニケーションの向上セミナーを開くとカップルの成婚率が格段と高くなるということが言われてます。そういったことですね、5点目。6点目としては、見合い相談は一人一人丁寧ということで、やっぱり一人一人にかかわる、細かくかかわって成婚率の向上につなげると。あとはマスコミに取り上げてもらうことということで、やはり新聞やテレビなどに取り上げてもらうとやはり注目後も高まりますし、まだうちの段階では取り組む前の段階ですけども、やはりそういった企画をするということが大事ではないかなということを思います。

先ほど東大和スタイルということでお話ししましたが、こういうものに関しては検討の価値はありますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 婚活ということで、出会いの場の創出だけだと会って終わりということもあります。ですので、やはりその会った後、御夫婦になっていただいて、そしてお子さんを市内で生んでいただいて定住していただくということが一番望ましいのではないかと考えております。

今7つの取り組みの成功事例ということでお話しいただきましたけども、先ほども御紹介にありましたコミュニケーション向上セミナーのような、人を、人物を育成というか磨いて、出会いから磨いて、そして結婚に移るような、そういう取り組みの事例なども聞いたこともございますので、そういうことも踏まえて、具体的な内容につきましては今後東大和市としてどのような形をとった方がいいのかということは検討してまいりたいと思います。

また、東大和スタイルのほうの内容に連携するということがございますが、具体的な事業が方向性が出た段階でそういう発信の方法などについても検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

今別に他市の事例は特にはお話しはしませんけれども、こういったポイントを踏まえた上でこの婚活事業というのをぜひ推進をしていただきたいと思います。

若者が集うまち東大和、恋愛するなら東大和、そういった若者たちが本当に集い合えるような提供をぜひお願いをしたいと思います。

東大和っていうのは魅力あるところがたくさんあります。その中でも当然、各地域でもありますが、自然を活用した、これは多摩湖ですね、自然と親しむツアーとか、特に東大和はスケート場があります、そういったスケートを利用したものとか、あとうまべえが私にとってはすごく人気急上昇だと思っているんですけど、かなり市内では大分知られていて、そういった意味ではうまべえを通した婚活支援というのも参考になるんじゃないかと思います。

そういった意味では、今後さまざまな取り組みが必要だと思いますけども、具体的な方針をぜひ示していた

だいて、まずここから始めようということをぜひお願いをしたいと思います。

最後に、この婚活事業に対して今後どうやっていくことが望ましいのか、もし現状の形でわかればお教えいただきたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど答弁の中でも申し上げましたが、東大和市としては現在まち・ひと・しごと創生総合戦略、昨年10月にまとめ上げましたが、この中で今若い方たちの結婚の力になるというところの部分、項目がございます。その部分の事業で、29年度以降、何かしらのということで現在検討しているというふうなお話をさせていただきました。

実際にこの婚活事業をとりますと、いろいろな事業を幾つ也多岐にわたりというのは、非常に今の東大和市の現状からいって難しいです。ということで、今検討しておりますのは、効果がある部分で東大和の若い方たちがその部分の事業に興味を示していただいて、出席を多くの方が、興味を持っていただくというようなことを今考えている最中でございます。まずは何かしらの方策をもってしてスタートしたいというのが現状でございます。

そういうような状況でございますので、なかなか今まで東大和市としてこの部分についてはタッチしてまいりませんでしたので、慎重に検討をした上で事業化に結びつけばなというのが現状です。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひ事業化に結びつけられるために、私も情報提供等も含めてしっかりとしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 間 建 二 君

○議長（関田正民君） 次に、18番、中間建二議員を指名いたします。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、平成28年第4回定例会における一般質問を行います。

初めに、かかりつけ薬剤師制度の周知と活用についてお尋ねいたします。

国においては、これまでもかかりつけ薬局制度を推進してきましたが、本年4月からは新たにかかりつけ薬剤師制度がスタートしております。かかりつけ薬剤師が在籍している薬局のことをあわせてかかりつけ薬剤師薬局とも言われておりますが、これまでも医薬分業の考え方から、薬局における処方箋の受け入れ体制の整備を図るとともに、患者が使用する薬剤の一元管理を的確に実施するため、かかりつけ薬局の活用が推奨されてまいりました。

さらに、本年4月にスタートしたかかりつけ薬剤師制度では、患者が使用する医薬品について一元的かつ継続的な薬学管理指導を担い、医薬品、薬物治療、健康等に関する多様な相談に対応するとともに、地域に密着した業務を行うこととされております。

当市でも取り組みが進められております地域包括ケアシステムの構築においても、かかりつけ薬剤師には患者個人の服薬管理のほかに、身近な健康相談窓口としての役割も期待をされているところであります。

そこで、①として、かかりつけ薬剤師制度についてどのような認識を持っているのか伺います。

②として、医療に係る地域活動の取り組みに参画することが求められるかかりつけ薬剤師に対して、市民に身近な健康相談窓口としての役割など、具体的な対応や連携が必要ではないかと考えますが、御所見を伺います。

次に、子育て支援パスポート事業についてお尋ねいたします。

私は、平成19年第4回定例会において、本市における子育て支援パスポート事業の実施について宮崎市の事例を紹介し、早期実現に向けての考えについてお尋ねをいたしました。以来、市議会公明党としても一貫してこの事業の実施を求めてきたところであります。

本市では、日本一子育てしやすいまちを目指すとの大きな方針を掲げておりますが、地域のさまざまな小売店などに協賛店として登録をしていただき、それぞれが独自の子育て家庭向けのサービスを提供する子育て支援パスポート事業は、地域社会の協力で子育て家庭を支え応援する意味でも、日本一子育てしやすいまちには必要不可欠な事業であると考えます。

東京都は、本年10月から子育て応援とうきょうパスポート事業をスタートさせました。これを契機に本市においても日本一の子育て支援パスポート事業の展開を期待しているところであります。

そこで、①として、東京都が進めている「子育て応援とうきょうパスポート事業」について、市民への周知や協賛店の参加について、どのように取り組んでいくのか伺います。

②として、市独自の取り組みについて、検討はどこまで進んでいるのかお尋ねいたします。

次に、特色ある公園の整備についてお尋ねいたします。

この点についても、私は平成25年第2回定例会におきまして、市が管理している公園について、市全体のバランスに配慮した計画的な公園整備の実施を訴えさせていただきました。その際の答弁では、既存の公園の長寿命化や計画的な整備の実施について検討を進めていくとのことでありました。

本年3月に取りまとめられました特色ある公園整備基本方針では、総合計画や東大和市緑の基本計画との整合性を図りつつ、具体的でわかりやすい内容にまとめられており、この計画の実施を大いに期待しております。

公園整備については、子育て、健康づくり、防災等、さまざまな観点からのニーズがあることは過去の一般質問で指摘させていただいたとおりであります。やはり日本一子育てしやすいまちとしても、子育てしやすい環境の要因の一つである公園整備は必要不可欠であると考えます。

そこで、特色ある公園整備基本方針に基づいて、どのような手順で整備を進めていくのか伺います。

アとして、「日本一子育てしやすいまち」の公園として、どのような整備を進めていくのか。

イとして、主要な拠点となる公園の整備について。

ウとして、特色ある公園の整備について、それぞれの考えについて伺います。

最後に、図書館事業の活性化についてお尋ねをいたします。

市議会厚生文教委員会では、平成26年3月に開催された第1回定例会において、東大和市立図書館の活性化についてを調査事項とした所管事務調査報告書を取りまとめ、本会議において報告がなされております。この報告書では、本市の図書館事業の現状と課題、先進市の調査等を踏まえ、今後目指すべき方向性として、委員会としての具体的な提言がなされております。

そこで、①として、平成26年3月の厚生文教委員会所管事務調査報告書の内容について、どのような検討が行われているのか。

②として、「日本一子育てしやすいまち」の図書館として、どのような機能や役割を求めていくのか、将来ビジョンの検討が必要ではないかと考えますが、御所見を伺います。

この場での質問は以上として、再質問につきましては、答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。

[18番 中間建二君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、かかりつけ薬剤師制度についてであります。かかりつけ薬剤師は、患者の服薬情報の一元化、継続的な把握と薬学的管理、指導を実施することとしており、患者の薬物療法の安全性、有効性の向上や医療費の適正化につながる制度であると認識しております。

次に、かかりつけ薬剤師への対応及び連携についてであります。市では、国が平成27年10月に策定しました患者のための薬局ビジョンに示された市民の皆様への身近な健康づくりのサポート機能等について、薬剤師会と情報の共有を図るとともに、おのおのに求められている役割を担えるよう連携してまいりたいと考えております。

次に、子育て応援とうきょうパスポート事業の取り組みについてであります。現在市公式ホームページを通じて、市民の皆様への周知及び協賛店の募集を行っております。そのほか、東京都が作成しましたリーフレットを関係部署の窓口配置し周知に努めております。

引き続き、事業の周知及び協賛店の募集を行い、子育てを応援する社会的機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

次に、市独自の取り組みについての検討についてであります。東京都が発行します子育て応援とうきょうパスポート事業が平成28年10月1日より開始されたところであります。本事業は、東京都内だけでなく、全国の協賛店等でサービスの提供を受けることができるものであります。

市としましては、本事業の周知及び協賛店の募集を関係団体等も含め広く行ってまいりたいと考えております。

次に、日本一子育てしやすいまちの公園としての整備についてであります。特色ある公園整備基本方針は、子ども・子育てニーズ調査、市民意識調査における市民の皆様への御意見を踏まえ策定しております。また、整備に当たりましては、遊具の充実や安全性の向上などを中心に、日本一子育てしやすいまちの施策の大きな項目の一つとして進めてまいりたいと考えております。

次に、主要な拠点となる公園整備についてであります。特色ある公園整備基本方針には、展望台のある公園、音楽堂のある公園、スポーツのできる公園、魅力的な遊具のある公園、水遊びのできる公園の5点を主要な拠点のテーマとして定めております。

現在関係機関や公募市民を含めました懇談会を立ち上げ、実施場所などの検討を行っております。

なお、スポーツのできる公園につきましては、 Rond 上仲原野球場の無料開放を平成28年10月から週1回、試行的に実施しております。

次に、特色ある公園の整備についてであります。特色ある公園の整備につきましては、主要な拠点の公園テーマのほかに、補助的な公園テーマを10点定めております。具体的な整備につきましては、公園施設の長寿命化における整備とあわせ、地域の皆様のニーズを反映させ進めてまいりたいと考えております。

なお、冒険遊びのできる公園につきましては、ボランティアの皆様のご協力を得て、立野西公園において平成28年6月から11月まで月1回、試行的に実施しました。

今後におきましては、試行結果、試行実施における課題等を精査し検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館事業の活性化についてであります。図書館では平成26年3月の市議会厚生文教委員会の所管事務調査報告書に基づき自習室の試行などを検討してまいりました。また、日本一子育てしやすいまちの図書館としての将来ビジョンの検討についてであります。図書館事業におきましても子育てしやすいまちづくりを目指した運営が必要であると認識しております。

なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、平成26年3月の市議会厚生文教委員会の所管事務調査報告書について、その後の検討内容につきまして御説明を申し上げます。

報告書では、東大和市立図書館事業の活性化について、現状と課題、先進市の事例、目指すべき方向性の3つの項目に分けて多岐にわたり御指摘をいただいております。現在までのところ、開館日の増や利用時間の延長、そして施設の改修など、まだ着手できてない事項もありますが、市長から答弁のありました自習室の試行、特別資料整理期間の短縮など、できるところから改善してきております。

今後も報告書の内容に沿いながら改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、日本一子育てしやすいまちの図書館としての機能や役割に対する将来ビジョンの検討の必要性についてであります。図書館は学校教育や家庭教育を補填する重要な役割を持つ施設であり、公共施設の中で最も多くの市民に利用されている施設でもあります。そのため、今後図書館が担う役割はますます多岐にわたっていくものと思われま。

日本一子育てしやすいまちとして、図書館に必要な機能や役割につきましては、現在策定中であります生涯学習推進計画や子ども読書活動推進計画などの見直しの際に検討してまいります。

以上でございます。

○18番（中間建二君） それでは、答弁を踏まえまして再質問させていただきます。

初めに、かかりつけ薬剤師制度についての認識についてお尋ねをいたしました。

厚生労働省では、かかりつけ薬剤師薬局を持つことを推奨しておりますけれども、この理由についてはどのように認識をされておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 厚生省が推奨しますかかりつけ薬剤師制度の理由についてでございますが、この制度は平成27年10月に国が策定しました患者のための薬局ビジョンに基づき、平成28年4月から改定されました調剤報酬改定においても制度化されたものでございます。

これは、患者の方が病院の近くにある門前薬局等で薬剤の重複の問題や、また残薬や薬の飲み合わせ等による、そういった正しい薬の服用等について、やはり一元的に担う必要があるというようなこと、それによって医療費を抑制させ、患者本位の薬局として患者の方に身近な服薬指導や健康相談を行う、そういった医薬分業の目的をさらに達成するために制度化されたというように認識しております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 私も今御答弁いただきました報告書については拝見させていただいたところであります。

もう一つ、先ほど御答弁いただいた報告書にあわせまして、健康サポート薬局のあり方についてというよう

な報告書も報告がなされているところであります。この先ほど御答弁いただいた患者のための薬局ビジョンの中では、全国に5万7,000軒ある保険薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編する方針が示されているわけでありませけれども、その中で特に患者等のニーズに応じて充実、強化すべき2つの機能として、健康サポート機能と高度薬学管理機能、こういうものが挙げられておりました。

特にこの健康サポート機能を備えた健康サポート薬局ということについても報告されているわけでありませけれども、この報告書の中でもこの健康サポート薬局について、地域包括ケアシステムを構築していく上で大変重要な役割を担っていくものというふうに受けとめておりますけれども、この点についての認識についても伺いたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 健康サポート薬局の機能の認識等についてでございますが、本来薬局は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、旧法律名は薬事法と申しましたけれども、それに基づいて一定の設備や職員体制の要件に基づいて各管轄する保健所に届け出をする施設となっております。そこに勤めます薬剤師につきましては、薬剤師法によりましてその任務が調剤、医薬品の供給、その他薬事衛生をつかさどることによって公衆衛生の向上及び推進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとしてされております。

これらのことから、もともと薬局におきましては薬剤師による薬の使い方や健康維持、増進などについての相談、また医薬品に関する副作用や薬の飲み合わせで注意することなど、そういったさまざまな情報提供及び健康に関する専門職であることが位置づけられてきたものでございます。

このたび、国のほうが健康サポート薬局という、今までの薬局の機能をより強調するようなあり方をまとめました理由としましては、そういった患者様にとって本来身近であり、薬の正しい情報や健康相談が担える薬局についての使う方の意識がなかなか定着しなかったり、あと薬剤師のほうも本来果たすべき機能が発揮されていないようなこと、それから2025年の高齢化率が18%を超える、そういった形になって在宅での服薬が必要になる、そういったようなことから、現在のうちから地域包括ケアにおいて薬局の機能をより制度化するために認定されたものというふう認識しております。

済みません、訂正させていただきます。

2025年度の高齢化率は28%でございました。申しわけございません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今のような御答弁を踏まえますと、当然のことながら、当市におきましてもこの国のほうで進めておりますかかりつけ薬剤師薬局の定着ですとか、健康サポート薬局が果たす役割についての有用性ですとか、また市民にとってのメリットについても十分認識をされていらっしゃるということによろしいのか、再度確認させていただきたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 市といたしましては、このかかりつけ薬局、それから薬剤師制度、それから健康サポート薬局、これらの制度につきましては、今課長のほうから御答弁をさせていただきましたけれども、薬剤師会の方ともしゃっとお話もさせていただきながら、これから薬剤師会もどのようにお取り組みをされるのかというような情報収集などもさせていただいております。

今後も引き続き、やはり相手があってこそでございますので、薬剤師会のほうの御意向等も確認しながら、お互いに2025年、2035年を目指してよりよい方向に進んでいければなというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、現状でこの当市におけるかかりつけ薬剤師の登録ですとか、またかかりつけ薬剤師が在籍している健康サポート薬局、これらについては現状では今どのような状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

○健康課長（志村明子君） 現在国の制度に基づく届け出をしておりますかかりつけ薬剤師を配置してる薬局については、市のほうではちょっと把握のほうはしておりません。

健康サポート薬局につきましては、東京都が行います東京都薬局機能情報提供システムで公表されるということになってございます。今現在都内においては区部で9施設、多摩地域が1施設となっており、多摩地域につきましては八王子に所在する薬局1軒という形になっておりますことから、市内でこの制度における健康サポート薬局はございません。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 現状でこの市のほうも詳しくは把握をしていないということでございます。

今回の一般質問するに当たりまして、他の地域の状況等も調べさせていただきましたけれども、一部の地域ではこのかかりつけ薬剤師の登録が相当数進んでるような地域もあるようでございまして、当然のことながら、地元の薬剤師会の先生方との調整も図っていくことが当然重要になってくるかと思えます。

もう一度確認させていただきたいのは、制度としてのこのかかりつけ薬剤師制度、それから健康サポート薬局、こういうこの国が新たにスタートさせたこの制度についてでありますけれども、やはり市民にとっても診療報酬、複数の診療科を受診した場合での多剤、重複投薬等を防ぎ、また家庭での残薬解消にもつながっていく、当然そういう狙いを持った制度でありますので、この制度が定着をしていくことで長期的には残薬の解消のほかにも薬剤費の無駄削減、それから先ほど来御答弁いただきました医療にかかわる財政の財源効果等も見込まれていくような、そういう制度になっていくというふうに受けとめておりますけれども、この点についての御認識を再度伺いたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） この健康サポート薬局の制度につきましては、ようやくこの10月1日から登録制度が始まったということでございます。これらの登録はまだ都内で10カ所ということで、当市においてはまだ薬局のほうはされていないという現状もでございます。

これらのかかりつけ薬剤師やかかりつけ薬局、それから健康サポート薬局につきましては、今議員のほうがお話されたようなお薬が残ってしまったりとか、特に高齢者の方が多いような状況でございますけれども、いろいろなところから同じような薬を飲んでしまったりとか、それからやはりかかりつけ医との連携であったりとか、そういったさまざまなところの機能を持つということでございますので、市といたしましても引き続き薬剤師会ともお話し合いをしながら、こういったところでどのように薬剤師会のほうで考えておられるかというようなことも含めて、一緒に取り組めるところは取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） かかりつけ薬剤師制度、また健康サポート薬局、現実、現状として、東大和市内でのまだ定着が図られていないというふうにも受けとめておりますので、この点については薬剤師会の先生方との十分な調整、協議を図りつつ、この制度が適正に東大和市内でも定着が図られていく、こういう取り組みをぜひ進めていただきたいと思いますと考えております。

また、東大和市の第四次基本計画の中でも、かかりつけ医、歯科医のほかにかかりつけ薬局をしっかりとっていくということを市民の皆様にも市の方針としても示しているところであります。このかかりつけ薬局の延長

として、さらにかかりつけ薬剤師制度、また健康サポート薬局、こういうものがあるかと思いますので、この点の市のこれまでの総合計画との整合性も図りつつ、先ほど来申し上げておりますこの制度の周知、定着をしっかりと薬剤師会のほうとも調整を図っていただきたいと、このように思っておりますので、お願いをしておきたいと思います。

1点目については以上でございます。

次に、子育て支援パスポート事業についてお尋ねをいたします。

この1点目として、東京都が進めている子育て応援とうきょうパスポート事業についてお尋ねをしておりますが、東大和市内の現在までの協賛店の状況というのはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 子育て応援とうきょうパスポートのホームページから東大和の検索をしますと、現在東大和市内で登録のある協賛店は11店舗となっております。

以上です。

○18番（中間建二君） 東大和市内でこの東京都が進めておりますパスポート事業で協賛店等の具体的な目標等がありますでしょうか。

○子ども生活部副参事（新海隆弘君） 現在子育て応援とうきょうパスポートですけれども、平成28年10月から事業を開始したばかりでございますので、現時点では目標はまだ設定はしておりません。

以上です。

○18番（中間建二君） そうすると、今後どういうふうに東大和市中では、まずこの東京の事業を定着をさせていくのか、どのような取り組みを進めていかれようとしているのか、この点について再度伺いたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 制度始まったばかりで、すぐに見ましたらまだ1店舗しかなかったのがここへ来て11店舗にふえたというところでございます。

10月スタートのときを見まして、これなかなか周知図れないのかなというところが感じたところでございまして、産業振興課とも相談いたしまして、まずは商工会のほうで会員のほうに個別にPRしようかというようなところでございまして、何分二桁ではちょっと少ないのかなと思っておりますので、三桁ぐらいないと、店舗、それから店舗だけではなくていろいろなサービス提供もあるかと思っておりますので、その辺をまずはふやしていきたいなというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） それで、東京のパスポート事業はその程度にしまして、市独自の取り組みについてありますけれども、壇上で申し上げたように、この子育て支援パスポート事業、9年前に一般質問でお尋ねをしておりますして、そのときに答弁されておりましたのが、今の子ども生活部長が福祉部長として答弁をしております。議事録で確認をいたしまして、9年間部長を務めていただきましてありがとうございます。長く務めていただきました。

これまで当市でなかなか着手ができなかった、9年間できてないわけでありましてけれども、この間どのような検討がされたのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 具体的に市を上げて検討したというようなことはございませんけれども、やはり今産業振興が非常に盛んにやるところでございますので、その辺と連携いたしましてできないかというようなことは検討したことございますけれども、昨年あたりから東京都がやるというようなことを聞き入れま

したので、まずはそちらのほうを拡大させていただいて、それから検討したいというようなところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 9年前の議事録を確認しましたところ、当時についても研究段階だということでしたが、またその中でも、やはり今御答弁いただきましたように、産業振興課との連携、調整が必要であるというところは述べられていたところであります。

この子育て支援パスポート事業ということで、市民部産業振興課としては検討をされたことがあるのか、また子育て、子ども生活部との連携等については調整が図られているのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○市民部長（関田新一君） 子育て支援パスポート事業ということで、産業振興との関係ということでございますが、現在のところ、まだ独自のサービスということで具体的に産業振興課のほうで調整を図っているということはありません。

今後引き続きまして、子育ての関係の事業部と一緒に調整を図りながら検討していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 子育て支援パスポート事業、改めて御説明するまでもなく、子育て中の御家庭にパスポートの登録を行っていただきまして、パスポートを持つ御家庭に対して地域の小売店等がおむつがえや授乳スペースを提供したり、また子供向けの特典のサービスを行う、このような事業であります。この事業は、子育て家庭を地域社会で応援をし、子育てしやすい社会を構築するのみならず、身近な地域で各種サービスを消費していただくことから地域経済の活性化に大いに寄与する事業でもあります。

そのような意味からも、産業振興課が所管をしますさまざまな事業との関連も当然に出てくるものと考えております。

今回東京都が進めておりますこの子育て応援とうきょうパスポート事業の周知ですとか協賛店の募集等についても、これは当然のことながら産業振興課との連携、調整も必要になってくるものであるというふうに受けとめておりますけれども、この点についてはちょっと確認させていただきたいと思っております。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市のホームページのほうもやはり東京都の事業が始まって市の公式ホームページにもアップしたようなところでございまして、それで東京都のほうのサイトのほうに飛びますと見れるということがわかりましたので、先月でしたかね、リンクを張ったようなところでございまして、中間議員から御質問をいただく前に、産業振興とそろそろこれやらなきゃいけないかなというところで動き出したようなところでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） そうしますと、動き出したところということでございますが、その、私としては今回これお尋ねしている——このタイミングでお尋ねしているのは、当然東京都が大きなくりの中で進めているわけでありまして、東大和市としての独自の取り組みということについてどこまで踏み込んでやっつけていかれようとしているのか、特に子育て支援という意味合いからすれば、日本一子育てしやすいまちとしての子育て支援パスポート事業がどうあるべきかということも当然踏まえつつ進んでいくべきと思っておりますし、また先ほど申し上げましたように、これは子育て支援のみならず地域経済の活性化、産業振興にも当然大きく

資する事業であるかと思しますので、そこをこれは子ども生活部や子育て支援の所管のみならず、市民部や産業振興課との十分な調整、また協力がなければ定着が当然図れないし、また事業としても成功しようがないかと思ひますが、この点について再度伺いたいと思ひます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 先ほど中間議員から9年前ということで、私もいつか御質問いただいたという記憶があったんですが、もうそんな前かなと思つたところでございますけども、現在多摩地区で独自のこのようなパスポート事業を行つてるところは3市しかないというふうに聞き及んでるところでございますけども、本市といたしましては、先ほどお話ししたとおり、やはりせっかく始まつた東京都のパスポート事業ですので、そちらをまずは拡大を図りたいと思つてるところでございます。それが充実してきたところで、自分で始めていた3自治体におきまして、その東京都のパスポートとの兼ね合い等もお聞きしながら今後検討したいというふうを考えてるところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 市民部産業振興課長おりませんが、市民部長、何か市民部として今この子育て支援パスポート事業で考えてることという答弁しづらいでしょうから、私としては、やはりこの、今東大和市の産業振興課の事業でも、例えばスイーツウォーキングが実施をされてまして、これは大変に好評な事業で喜ばれておりますし、同僚議員もこれに関連した取り組みでバッジを手に入れて、また手に入れた市民も大変喜んでるというようなことも聞いております。

また一方で、やはりこれはスイーツウォーキングですから、スイーツに限られたわけですよ。この事業そのものがスイーツが提供できるお店でしか当然取り組みができない。この子育て支援パスポート事業は、当然のことながら、あらゆる業種が子育て支援にかかわるサービスを、うちの店はこういう提供ができますよ、それは授乳スペースであったり、おむつがえスペースであったり、また子供向けの何かプレゼントがあったり、それぞれのお店ですとかサービス業の創意工夫で事業が提供できるっていうふうになりますと、スイーツウォーキングは成功してるんですけども、またそれ以上に地域経済の活性化ですとか産業振興に十分つながっていく事業になっていくというふうには私には考えているんですね。

ですから、今子育て支援パスポート事業で、東京都もオリジナルのパスポートですとかデザインも発表されてやられておりますけれども、東大和市でこれを展開するに当たって、前から出ておりますすごく人気があり定着しておりますこのうまべえを活用して、子育て支援パスポート事業のデザインに例えば取り入れていくですとか、店頭でのステッカーに反映をしていくですとか、さまざまなことがこれは十分に検討がなされていくべきであるというふうには私には考えているんですけども、この点について市民部としてはどのようなお考えを持っていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（関田新一君） 再度の御質疑でございます。

産業振興といたしましても、市内の産業をさらに拡大、また発展させていくということも担当部署の役割だというふうに考えてございます。今御質問者からお話がございましたスイーツウォーキングは、確かに毎年拡大をしてきまして、スイーツのお店も、こういうお店があったのみたいな声が市民また参加者から多く寄せられるような現状でございますので、スイーツのお店だけにとらわれずに、もう少し市の産業として育成をさせていく、また他市に比べても自慢をしてもいいというような産業ももちろんございますので、そういうものを含めましたスイーツウォーキングを拡大していこうというふうな考え方も市民部にはございますので、そういう事業の中で、子育てというのももちろん必要な施策だというふうに考えてございますので、うまくタイアッ

プして産業振興につなげるように施策をまた引き続き検討してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

- 18番（中間建二君） 今の市民部——産業振興課を所管する部としては非常に前向きなお考えを述べていただきました。また、子育て支援をつかさどる子ども生活部と市民部との当然連携が必要になってくるかと思っておりますので、また日本一子育てしやすいまちという大きな施策、方針に向かって、縦割りではなく横との連携の中で市が目指す施策の充実、展開をぜひ図っていただきたいと思っております。

先日来、この議会でも述べられております日経DUALでの共働き家庭が子育てしやすいまちランキング、東大和市は堂々の第4位ということで、これは本当に私の身の回りの方でも改めて東大和市の評価がそんなに高いのか、すばらしいじゃないかと、こういう喜びの声をたくさん聞くことがあります。大変すばらしいことであります。

また一方で、この多摩地域の中で唯一当市の上を行く第2位が福生市ということで、この福生市では市独自の子育て支援パスポート事業が平成21年度から事業が実施をされておまして、好評のうちに定着もしているようでございます。

私は平成19年に一般質問でこの子育て支援パスポート事業を取り上げさせていただきましたので、もし同時にスタートしてれば、福生よりも東大和が今上に行ってるんじゃないかというふうに期待をしているところでもありますけれども、当市でも次年度から子育て支援部ということで新たな組織がえを今定例会で提案をされまして、より一層子育て支援事業の充実に取り組んでいきたいとの市の意気込み、方針は議会としても受けとめているところでございます。

そういう中で、この組織体制も見直しをされた中で、また東京都では東京都全体での子育て支援パスポート事業の推進がこの10月からスタートした、こういう契機の中で、東大和市として日本一の子育てしやすいまちを目指す中で、日本一の子育て支援パスポート事業の推進というものを私としては大いに期待をしているところでもありますけれども、この点について再度伺いたいと思っております。

- 子ども生活部長（榎本 豊君） 子育て施策っていうのはいっぱいあるかと思っておりますけれども、その中でどういう方を対象にするのか、中間議員が提案されてます子育て支援パスポート、全員、子育てをなさっている御家族だと思っております。子供さんだけではなくて、その実際に育てているお母さん、お父さんの支援でもあるかと思っております。

その辺、今後ニーズ調査も必要かと思っておりますけれども、当市のニーズに合った施策をこれからどんどん選択、それから決定していかなければならないかと思っておりますけれども、その辺、全対象になるものでいいものと、それから一部の方にいいものと、それを組み合わせていくのがこれからの子育てをするまちとしてやはり生き残るには必要なのかなというふうに思っているところでございますので、これにつきましては、まずはせっかく東京都が始めてくれた事業でございますので、そちらの拡充をまずはさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

- 18番（中間建二君） 市民部としても、急な質問をすると非常に前向きな答弁をして踏み込んでいただきましたので、ぜひ子ども生活部はこの市民部の前向きな姿勢を受けとめていただいて進めていただきたいと思っております。

この点については以上とさせていただきます。

続いて、3点目の特色ある公園整備基本方針に基づいての取り組みをお尋ねをしております。

この点についても、公園整備においても日本一子育てしやすいまちの公園としてどのような整備を進めていくのかという視点でお尋ねをしておりますが、今回の公園整備基本方針では、日本一子育てしやすいまちということでは触れられてはいないわけでありますが、子育てしやすい公園としての整備についてはどのようなイメージや考えを持っていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○環境部長（田口茂夫君） 当然、市長が大きな施策として日本一子育てしやすいまちというものを掲げてございます。その中で、特に公園につきましては、特色ある公園整備基本方針の中でも述べてございますけれども、子ども・子育て支援ニーズ調査、また市民意識調査などにおきましても、小さいお子様などの遊具につきましてもいろんな観点から御意見をいただいております。それ以外にも、高齢者の方々に対する公園の使い方に関する御意見なども多くいただいております。

そういったところの中で、特にお子様に対する内容としましては、複合的な遊具的なものも含めて、今回の5つの項目の中に水遊びができるものなども今回加えてございますので、また特色ある公園の懇談会におきましても市民公募の方3名につきましては、現在小学生をお持ちの方のお母さまを含めております。そういったことで、小さい方の状況からも理解をいただいておりますので、そういった方々の御意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 子ども・子育て支援ニーズ調査での意見については述べられて、計画の中でも述べられておりますが、私がこの子育てしやすい公園ってということのイメージをしたときに、やはり赤ちゃん連れの御家庭から元気いっぱいの中小学生まで、それぞれの成長段階に応じて利用できる公園をイメージ、私はしたんですけども、もう少しこの子育てしやすい公園、子育てしやすいまちとしての公園としての所管部としてのイメージについて具体的なものをお持ちかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 特に乳幼児期のお子様につきましては、現在の社会情勢の中で核家族化が進んでございます。そのようなことから、その公園のところに高齢者の方々がのんびりできる環境が欲しいということも含めまして、そういった小さいお子様、乳幼児のお子さんにも目は届く、また場合によっては、小さいお子様からすればおじいちゃんおばあちゃんに該当する方々との交流、こういったことも大変重要であろうというふうに思っております。そういったところも私どもの今回掲げてございます公園整備の中には十分配慮していきたいなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（中間建二君） それでは、伺いたいと思いますけれども、日本一子育てがしやすいまちの公園としてのイメージについてお尋ねをしてみました。

市長の御答弁では、遊具の充実や安全性の向上などを中心に日本一子育てしやすいまちの施策の大きな項目の一つとして進めてまいりたい、このような御答弁でありました。ニーズ調査等を踏まえた中で計画を策定し

たという趣旨で受けとめておりますけれども、今回の計画の非常にバランスのとれた内容が、具体的な内容が充実したすばらしい方針であるというふうに受けとめております。

主要な拠点となる公園としては5つ具体的なテーマを掲げ、また特色ある補助的な公園として全体のバランスに配慮しているということで、これは繰り返しになりますけれども、シンボリックな公園も当然必要でありますし、また一方で、子育てしやすいまちとしては、市内全域にこの全体を見渡した中でそれぞれの発達段階、世代に応じた子供たちが利用できる、また先ほど部長の御答弁では高齢者との交流、地域との交流というようなことの視点もございました。こういう総合的な考え方の中で今回の方針が取りまとめされたというふうに受けとめているところでございます。

次の主要な拠点となる公園の整備ということでお尋ねをしておりますけれども、これについては計画の中で具体的に5つのテーマを設定をして、具体的にどういう場所でどういう公園にしていくのかということ、展望台のある公園、音楽堂のある公園、スポーツのできる公園、魅力的な遊具のある公園、水遊びのできる公園ということで、具体的にイラスト、絵まで入れていただいて、こういう公園であればすぐにつくってもらいたいという声もたくさん聞いているところでございますけれども、この主要な拠点となる公園については、具体的な整備計画ですとかスケジュールについては今どのような検討がされているのか、この点についてお尋ねいたします。

○環境課長（関田孝志君） 今主要な拠点となるテーマの公園につきましては、懇談会というのを設けまして、その会においてどの辺につくっていかうかという検討段階にあります。一区切りとしては、今年度中にどこか1カ所、この主要なテーマに基づいた公園を選定していきたいと。選定した後、その地区、○○公園というところの地区の自治会ですとか近隣にお住まいの方、こういった方々とともにワークショップというような形で御相談をさせていただいて、その中で設計を含め決定していかうというのが29年度で、30年度に向けては、その意見をまとめた中での建設というようなスタイルで進めていけたらなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） この5つのテーマのうち、今担当として優先順位といいますか、1カ所を30年度に整備することを目標に今調整をされてるということですが、その1カ所目の主要なテーマということで、この5つのうちのどのテーマから着手していかうかというようなところの調整や検討についてはいかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 一応子育てというところがネックかなというふうに思っておりますので、まずは事務局の考えとすれば、魅力的な遊具、こちらのほうが早目に進められたらいいのかなと。この懇談会の進み状況によっては、場所の選定、またどれから行くかというのも相談しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 今まだこれから調整しますと言われたら、私も今課長が御答弁いただいた公園のテーマをぜひ優先的に進めていただきたいということをお願いしようと考えておりました。子育てしやすいまちとしてのシンボリックな公園として、まずこの魅力的な遊具のある公園を1カ所整備をする、これは大変に今回の計画の推進を図っていく上でも望ましい姿であるかなというふうに思います。

私としては、もう一点、過去にも一般質問等でお尋ねをいたしました展望台のある公園、これについても市の貴重な観光資源であります多摩湖や狭山丘陵、また市内を一望できる展望台の設置については、市としても

今力を入れて取り組んでおります観光振興にも大きく寄与するものと考えます。また市民部長にも御答弁いただきたいという思いもありますけれども、ここは控えておきたいと思いますが、この観光振興に資する展望台のある公園についてもぜひ並行して進めていただきたいと思いますし、また今魅力的な遊具のある公園について進めていきたいということでございましたので、その考えをぜひ実現ができますように調整を図っていただければと思います。

その30年度以降なんですけれども、現状での考えとして、これは並行して進められる、いわゆる1年に2カ所、3カ所とできるものなのか、それともワークショップ等の形式をとる中では1年に1カ所程度の進捗になっていくのか、この点についての見通しはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 平成28年11月に策定をいたしました東大和市実施計画、こちらのほうで29年度、30年度、31年度という形で特色ある公園整備ということで予算の金額のほうを記載をさせていただいてございます。

現在の予定といたしましては、先ほど課長からお話をいたしましたとおり、29年度に1カ所、ワークショップ、設計等を実施し、工事等については30年度、また30年度につきましてはもう1カ所の市民の皆様とのワークショップ並びに設計という形で、30年度以降は1年に市民の皆様との検討と工事も進めていくということで、実際に工事は30年度、31年度ということで1カ所ずつという形に、5カ年程度をかけて行うようになるかなというふうには考えております。

以上です。

○18番（中間建二君） 1年に1カ所程度の整備ということでございますけれども、これについてもやはり目に見える形でこの主要な拠点となる公園、シンボリックな公園が市内に1カ所ずつふえていくということは、このまちの魅力、景観、また子育て家庭に向けての日本一子育てしやすいまちとしての公園整備としても非常に効果、成果が期待できる取り組みであると考えておりますので、予算が許せば、担当の事務能力が高ければ2つ、3つということもあるかもわかりませんが、1年に1つの整備ということで着実にこれは進めていただければありがたいというふうに思います。

続いて、特色ある公園の整備についてということでお尋ねをしておりますが、ちょっと私の頭の中でこの特色ある公園の整備についての具体的な例として、補助的な公園という意味合いで私としてはちょっと頭を整理していたものですから、その点について、この特色ある公園の整備についての計画の中での補助的なテーマとしての公園の整備ということでお尋ねをしたいと思いますが、設置数は計画の中では20カ所から30カ所ということでこれは具体的に方針の中で明示をされているわけでありまして、これらの整備はどのような計画やスケジュールで進めていくのか、こちらの点についてもお尋ねしたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） 補助的なテーマにつきましては、現在行われてます長寿命化の計画、こちらを今整備してございますが、この中で行っていきたいというふうに考えております。

今年度については、長寿命化は健全度調査でD判定ということで危険だということで取り除いたやつを新たに付けるというような形で進めておりますが、次年度以降につきましては遊具の交換の際、その地域の需要、需要といいますか、小さいお子さんがいれば滑り台がいい、でもお年寄りの方がいれば健康遊具がいい、そういった希望もございます。それに合わせた形で遊具の入れかえ等を実施できたらなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 先ほど示されました実施計画の中では、具体的に29年度では4,444万円、またその次年度以降についても5,262万円、4,791万円と具体的な金額が明示されているわけでありますが、この程度の予算を確保できたとして、所管部では単年度で何カ所程度の整備を見越していらっしゃるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） ちなみに、今年度進めている事業については3,800万円でおおむね10機種を予定してございます。大体今後3年間、同金額程度ですので、全てが全てこの特色に絡めた中で行けるかというところも限りがございますので、少なからず二、三カ所程度が進められたらなというふうに予定してございます。以上でございます。

○18番（中間建二君） そうすると、この程度、この程度というか、当市にとっては大きな予算だと思うんですが、4,000万円から5,000万円程度の単年度の予算の中で整備できる公園としては単年度では2カ所から3カ所、遊具としては今10基ということでしたが、単年度、2カ所から3カ所、このいわゆる補助的な公園のテーマ、この補助的な公園のテーマも十分にすばらしいテーマになっているわけですが、こういう公園の整備がされていく、また担当としてはしていきたいというお考えでよろしいのか伺いたいと思います。

○環境課長（関田孝志君） そのとおりでございます。ですが、単純に言えば、補助的テーマの一番最初にある原っぱの公園、このようなものだと基本的にはお金はそんなにかからないのかなど。また花づくりが楽しめる公園、こちらのほうも基本的にはボランティアの方を募って花づくりというような形になりますので、それほど金額がかからないものも何種類かはございますので、できる限り早目の整備というのは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 予算のかからない整備もあるということでございますので、もう少し早いペースで進むのかなというふうに受けとめました。

特色、シンボリックな公園、主要な拠点となる公園については1年に1カ所の目標でということではございましたので、できればこの5カ年の中で、この補助的な公園のテーマを持つ公園についても並行してこの5カ年の中で何とか事務を進めていただければ大変ありがたいかなというふうに思っております。

今回の特色ある公園整備基本方針につきましては、総合計画や緑の基本計画とも整合性を図り、取りまとめられていると受けとめております。総合計画で掲げております都市像、人と自然が調和した生活文化都市、また市長が目指す日本一子育てしやすいまちとしての公園整備でありますので、今回のまとめられましたこの基本方針に基づきまして着実に、またこの計画であるとおりにすばらしい魅力のある公園整備が進められますことを大いに期待をしております。よろしく願いをいたします。

最後に、図書館事業の活性化についてお尋ねをいたします。

まずこの図書館事業の活性化の中で、1点目として、厚生文教委員会の所管事務調査についてどのような検討が行われているかということでお尋ねをいたしました。自習室等については今試行的に実施をされているということではございますが、また今後具体的な報告書の内容についても検討を進めたいというふうな教育長からの御答弁があったというふうに受けとめております。

今、今定例会の中でも東大和市立図書館の地区館についての開館日、また開館時間の見直しということで今東大和市立図書館協議会のほうに諮問が行われたということでは伺っておりますけれども、この経緯について改めて確認をさせていただきたいと思っております。

○**社会教育部長（小俣 学君）** 今回の図書館協議会に諮問をした経緯でございますが、これまで長年といえますか、公の施設のあり方検討委員会のほうで公共施設、これは図書館だけじゃありませんが、市内の公共施設に民活の導入ができないかと、そういう検討をするような会議でございますが、そちらで検討を進めてまいりました。

その中で、今年8月の会議の中で地区館について、図書館指定管理者導入の方針、その会議のほうで方針を決定をして市長のほうに報告をされたということでございまして、その後、市長から教育長宛てに教育委員会において指定管理者の導入に向けての検討をするようにという文書をいただいたということでございます。

この文書に基づきまして、担当としましては非常に内容が重いといえますか、今までの図書館のやってきた形と違う指定管理者という形の検討にも入るわけですから、この内容については当然のように図書館協議会のほうに状況を話をしてお意見をいただく必要があるというふうに判断をして、本年10月25日に図書館協議会の中で諮問させていただいたと、そういう状況でございます。

以上です。

○**18番（中間建二君）** この厚生文教委員会の所管事務調査報告書の中では、先ほど教育長が御答弁されましたように、当市の図書館の現状と課題ということについても触れております。その中で、ハード面、ソフト面の両面からの課題の解決、改善については現在のような直営でも対応できることもあるということで、今後の市の努力を見守りたいが、改善できない場合は指定管理者制度を導入した場合と比較検討を行う必要があると、このような報告になっております。

本来この指定管理者制度に限らず、この図書館としてどうあるべきかっていうところから本来は検討した上で、現在での直営の運営方法とまた指定管理者制度を導入した場合との比較検討ということが行われるべきであったかというふうにも思うんですけども、この点についてはどういうふうにお考えを持っていますでしょうか。

○**中央図書館長（當摩 弘君）** 図書館のあるべき姿から、その後、図書館としての検討をどのような形でというふうな御質問というふうを受けております。

図書館としてのあるべき姿といいますと、やはり公共の公立図書館といたしましては等しく市民の皆様に御利用いただけるような形で、利便性を配慮した図書館の運営というのが基本かなというふうに考えております。

そうした中で、平成26年の所管事務調査報告の中で、2年以上前のことになりましたけれども、開館日等につきましては近隣市と比較してもやはり少ないというようなことをいただきましたので、まずこの辺のところを第一に改善しなければいけないということが一点としてありました。

もう一つ、先ほど部長のほうからもありましたが、市長のほうから教育長宛てに指定管理者の導入について検討をというふうな御依頼をいただいたということで、今回図書館協議会のほうにはこの2点の理由で諮問をさせていただいたところです。

これまで図書館のほうで検討してきた内容といたしましては、あり方検討会の中にも報告させていただいてるんですけども、まず清原図書館の月曜開館、こちらをまず重点的に改善していきたいというふうに考えておりました。その中で、桜が丘の図書館のほうにも月曜開館を実施するに当たって1名、中央図書館から職員を派遣するというような状況で対応してきております。この上、さらに清原図書館のほうに、同じような形態になっておりますので、中央図書館から職員を派遣するというような形は、やはり職員の増を伴わないでこちらの改善をすることができないというふうなことがありました。

前提としまして、新たな財源等を伴わない上での改善ということが基本になっておりましたので、その中でできる対応は何かないかなということでこれまで検討してきたわけなんですけれども、その中では残念ながら、職員は多いので、シフト上は、例えば勤務の交代等で対応できないことはないかなとは思うんですけれども、今まで休館であった図書館を開館することによって新たにいろいろな作業とか業務が出てくるんですが、それらもあわせてどこでその作業をこなしていくかと、そういったこともあわせて検討するとなりますと非常に難しい面がございまして、それで大きな改善がとれずにここまで来てしまったというのが現状です。

とりあえず現状として、以上です。

○18番（中間建二君） 今の御答弁を伺いまして、図書館としてもどういう形で現在の体制の中でサービスを拡充していくのかということについて、これまでも報告書の内容にも基づいて検討をされてきたというふうな受けとめさせていただきました。

私としては、今回、市長部局からの諮問という形でこの開館日の増加ですとか時間の延長という目的を明示した中での指定管理者制度の導入ということについての諮問が行われてるということで、教育委員会やまた図書館の側としては、これだけを見ると受け身に見えるわけでありましてけれども、また一方で、今御答弁いただきましたとおり、現状の直営の体制の中でどういうサービスができるのか、拡充ができるのかということもこれまでも検討がされてきたというふうな受けとめをさせていただきました。

その上で、この図書館業務における指定管理者制度の導入については、賛成意見と、また根強い反対の声もあるというふう聞いておりますけれども、この点については担当部としてはどういうふうな受けとめておりますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 指定管理者制度につきましては、これまでもさまざまな問題、課題が指摘されております。やはり購入図書に偏りがあるとか、あとは新しい取り組みで非常に来館者がふえるような取り組みばかりをやっていて、本来の業務と全然違うんじゃないとか、いろんな弊害も指摘されてきたところがございます。

現実的に、指定管理者に対して心配をする方々がいらっしゃるというのは承知しております。そういう皆さんの意見もいただきながら、今後私ども担当としては検討を進めていくことになるというふうな考えております。

そういう中で、ただ、他市では指定管理者制度を導入してうまくいっている図書館も実際ございます。私も見にいっておりますけれども、そういう中で、やはりこれ以上の直営でのサービス向上というのが非常に難しい状況であるのは間違いありません。そういう中で、8万6,000人の市民全体のサービス向上のために、私どもは指定管理者の導入も視野に入れて検討を進めていくと、そういうことでございます。

以上です。

○市長（尾崎保夫君） 図書館につきまして、指定管理ということでございますけれども、前から申し上げておりますように、図書館ということで、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供し、その教養を調査研究、レクリエーション等に利用する、そういうふうな形の目的とする施設だということで、図書館にもいろいろなことがあるかと思っておりますけれども、私は前から申し上げておりますように、図書館業務というのは貸し出しと閲覧と、そして選書とレファレンスだと、この4つだというふうに思っております。そして、公立である以上は、特に選書とレファレンスはしっかりとやっていかなきゃいけない。

というのは、東大和市の図書館は、日本中、東大和市の資料はこの図書館にしかないという、そのための公

立図書館だというふうに思っています。その2点がないがしろになるような業務委託あるいは指定管理者、その他のいかなる方法も私は反対します、それははっきりと。何のために、それでしたら公立を外せば私は別にいいと思いますけど、公立でいる以上は、東大和の資料あるいは本、東大和に関する書籍、そして資料、そして相談、レファレンスですね、そういうふうなものがきちんとできるということが条件でありますので、先ほど来教育委員会のほうにも指示を出していることは事実でございます。

それで、課題は、地区館の休みが多いということと、それからあいてる時間が短いというのが、これが課題だというのは以前から言われています。この2つを公立の図書館としてのあり方と、そしてさらに業務サービスをするためにはどうしたらいいかというのは私自身も大分前からいろんなことを考えています。やっぱり事務の効率化、内部的な事務の構造改善ができないということなら外の力をかりればいいというふうにも思っています。そういうところも含めてしっかりとこれから検討していただきたいなというふうには思っているところです。

以上です。

○18番（中間建二君） 市長が今御答弁されたように、厚生文教委員会の報告書の中でも、選書業務は図書館の生命線であり、指定管理者制度を導入した場合でも直営で行うべきであるというふうにも書かれているところでもあります。また、この指定管理者制度の導入について賛否さまざま御意見がある中で、どうしてもこのシンボリックな形で大きな話題となった武雄市の図書館ですとか、そういう図書館が非常に派手な形で報道されたので、指定管理になれば何でもできるというような、また指定管理者が自由に進めるというようなイメージもやはり一部先行してるのかなというふうにも思うんですが、やはり今市長御答弁いただきましたように、公立図書館が担うべき機能ですとか役割については図書館法で明確に定められておりますので、これは直営であろうが、また指定管理者制度であろうが、当然のことながら法律にのっとり、法律の枠内で適正な図書館運営が行われるというふうに承知をしております。当然のことであるかと思えます。

その上で、今回の指定管理者制度の導入ということで話題になっておりますけれども、私としてはこの指定管理者制度を考えるに当たっては、やはり東大和市がどういう図書館を目指していくのか、教育委員会がどういう図書館を目指していくのかという、そういう具体的なビジョンがなければ、この指定管理者制度を導入しても、市長は今開館日ですとか開館時間の延長をやってもらいたいという強い思いを持って諮問されたということでございますが、果たしてそれだけでは私は非常にもったいないというふうにも思っております。例えばこの報告書の中でもありますように、現状の課題として学習スペースが不足をしている、蔵書スペースも不足をしている、また利用者同士のコミュニケーションを図るスペースがない、施設全体も老朽化している、こういう現状の課題について述べられておまして、これらの課題を解決するためには、当然相当の時間や労力がかかりますし、また予算も伴うわけでありまして、やはり本来は東大和市の図書館の事業のあるべき姿について明確に描いた上で、そういう図書館を実現していくために現状の体制でできるのか、それとも指定管理者制度を一つの手段、方法として活性化ができるのか、こういうことをやはり総合的に検討をしていくべきではないかというふうに思いますし、またそういう形で図書館協議会の皆様にもさまざまな御意見を伺う場も当然あるべきだというふうに考えているんですけども、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の今後のビジョンも含めてどういう図書館を目指すのかと、そういうお話になりますが、図書館法で定められている、当然公立図書館でやらなければいけないもの、ございます。そういうものは当然やっていく、それはもう当然のことなんですけども、ただ、これまでも市民の方からは根

強くやはり閉館日が多い、行っても休みだったと、これまでも議会の中でもさまざま要望をいただいております。

そういう中で、私どもとしては、開館日の増と開館時間の延長、これを一番解決しなければいけない課題だというふうに捉えたわけですね。そういう中で、今回市長からも文書をいただいたところでございますので、その指定管理者についてはそれを解決する有効な手法だというふうに考えたわけでございます。

ですので、まだこれから検討はしていくんですけども、さまざまな新しいニーズ、そういうことも考えていかなきゃいけませんし、ここで利用者のアンケートをしましたが、そこにもさまざまな御意見もありますので、そういうのも分析して今後の施策に反映をしていきたいと、そういうふうに考えてるところでございます。

以上です。

- 18番（中間建二君） 開館日の増加、また利用時間の延長、これはぜひ私も進めていただきたいと思っておりますし、そういう中で市民の皆様の利用に供する図書館をぜひつくっていただきたいというふうに考えておりますが、この指定管理者制度の導入について、それを非常に狭い枠で考えるのではなく、私としては、繰り返しになりますけれども、図書館がどうあるべきかということをやはり明確に描いた中で検討がさらになされるとよりいい検討ができるのかなというふうにも思っております。ただ、限られた時間ですし、また本来図書館がどうあるべきかということについては相当な多様な意見や専門的な知見等も伺いながら考えていくべきであろうかと思っておりますので、時間もかかると思っておりますけれども、やはりこの点についても改めて精査をしていただきたいというふうに思います。

続いて、日本一子育てしやすいまちの図書館としての機能や役割ということでお尋ねをしておりますけれども、現在図書館事業の中で取り組んでいるサービスで、子育て支援にかかわるものについてはどのようなものがありますでしょうか。

- 中央図書館長（當摩 弘君） 現在図書館で行っております子育て支援に関する事業といたしましては、直接に子育て支援というような事業名では設けてはございませんが、おはなし会ですとかあるいは読み聞かせの、実際に読み聞かせをされている方への講習ですとか、あるいは学校との連携、保育園、保育所との連携、こういったようなもろもろの事業を通しまして、トータルとしまして皆さんのほうに子育てを考えていただくような機会を設けてるつもりです。

以上です。

- 18番（中間建二君） 図書館法の中でも規定されてるような事業に取り組んでいただいているということでございますが、例えば子育て支援という取り組みの中で他の地域では赤ちゃんタイムということで、このような制度を導入している図書館もふえてきております。具体的には、週1回程度、赤ちゃん連れの親子で絵本の読み聞かせなど、にぎやかに図書館を利用していただくサービス、特定の曜日、特定の時間を決めてそのような赤ちゃん連れの御家庭に図書館を少しにぎやかに利用していただくような取り組みでありますけれども、このような取り組みは今当市では検討されておりますでしょうか。

- 中央図書館長（當摩 弘君） 多摩地域でおはなしの部屋などを利用しまして時間を区切ってサービスを提供しているという事例については承知はしておりますけれども、まだ東大和市ではそこまでの計画までには至っておりません。

以上です。

○18番（中間建二君） この赤ちゃんタイムも非常に実施をしているところでは好評を博しているということですので、ぜひ子育てしやすいまちとしての図書館の一つのサービスとして、この赤ちゃんタイムの導入についても検討していただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 赤ちゃんタイムについての検討についてでございますけれども、私もこの事業についてちょっと調べてみたことがありまして、子育て中の保護者の方は子供を、ちっちゃい子を連れていって騒いだらどうしようかということで利用を遠慮してしまうような方がいらっしゃるということで、図書館のほうボランティアの人と一緒にあってそういう親子連れをサポートしているということを見ました。そのときには、図書館の中の利用者に理解を求め、放送をしてですね、そういう取り組みを事業としてやっているということでございます。そういう子育て中の方にも利用をしてもらいたいというふうには常々考えておりますけれども、なかなか今のところは検討が進んでない状況でございます。

このほかにも、子育て向けにほかのまちでは一時保育をやったりとか、やっているまちもございますので、そういう面では私どもとしてもこれらの事業について課題として考えているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） ぜひこの赤ちゃんタイムの導入についても検討していただきたいと思いますが、これは指定管理者を導入するまでもなく、曜日や時間を決めて、一部ボランティアの方にもお手伝いいただくこともあるようではありますが、予算もかからずにできる子育て支援の施策かなというふうに思います。

またもう一点、この指定管理者制度を導入した中で、図書館での保育サービスを実施している図書館というの今ふえてきております。例えば託児サービスのほかに育児コンシェルジュサービスの導入というのも事例が出てきております。

茨城県守谷市では、本年4月から毎週火曜日から金曜日までの4日間、午前10時から午後2時まで、育児コンシェルジュを図書館に配置をして、お子さんの相手をしたり、また保護者からのさまざまな相談にも応じるような、このような事業を行っております。このようなきめ細かな専門的なサービスを担うのが指定管理者制度ならではかなというふうにも思っております。

こういうような事例をまた参考にいただきまして、日本一子育てしやすいまちとしての図書館というあり方についてもぜひ検討を進めていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今議員のほうから子育てコンシェルジュの話もいただきました。私どもとしますと、長年同じ形態で図書館事業をやってきておりますが、新しくできた図書館などを見ますと、本当に新しい取り組み、コミュニティスペースとか、中高生に限った時間をつくって子供たちのコミュニティの場にもなってるなんていう、そういう事業をやっているところも一部の報道なんかで見たりいたしております。

そういう部分では、まだまだニーズ、新しくニーズが変わってきている状況もございます。さまざまな新しいニーズを捉え、私ども図書館としても同じことばかりを続けているとやっぱり利用者も減ってくる可能性もあります。そういう中では、新しい取り組み、何ができるかっていうのも職員と相談しながら、話をしながら、何か新しいことを探しながらできることをやっていきたいと思っております。

以上です。

○18番（中間建二君） 部長が非常に前向きな御答弁をいただいたというふうに受けとめております。

現在検討されておりますのは図書館の開館日、開館時間の延長を図る手段としての指定管理者制度でありますけれども、市が目指すまちづくりの中でどのような図書館が望まれるのか、またそのためにどのようなサービ

スを行っていくべきか、またそれが現在の体制で直営でできるのか、また今回学校給食センターや総合福祉センターのように民間の専門性を活用した事例が進みつつある中で、図書館のあり方としてどういう体制がよいのか、こういうことをやはり総合的に検討を進めていっていただきたいというふうに望んでおります。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[16番 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成28年第4回定例会における一般質問を行います。

今回、私は大きく4つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、災害対策についてです。

熊本地震や北海道・東北での台風被害など、ことしも全国各地で大規模な自然災害が甚大な被害をもたらしました。近年増加傾向にある大規模な自然災害は、発災後に通常の廃棄物処理量をはるかに超える災害廃棄物がいっときに発生するため、その処理を行うには大変な労力が必要になります。その処理は基本的には自治体が担うものであり、迅速かつ適正な処理が求められます。

先般10月に建設環境委員会で熊本市のごみ処理施設を視察いたしましたが、その際、本年4月に発生した熊本地震の災害廃棄物が膨大な量になり、最終処分場の5年分のスペースがその処理に充てられたという話を伺いました。改めて大規模な自然災害後の廃棄物処理の大変さと重要性を再認識した次第です。

環境省においては、災害廃棄物の処理に関する対策指針を発表しています。その第1編総則の中に、本指針を参考に、各都道府県、市町村において実効ある処理計画の作成、改訂が求められ、さらに実際に大規模災害や複合的な災害の発生時には当該処理計画による柔軟な対応が必要であり、現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めていくことが求められると述べられており、基礎自治体における着実な取り組みが求められているところ です。

また、当市においては、特に水害に関して、現在ハザードマップの作成、公表がされていないと認識しています。さきの台風被害後に市民からハザードマップの作成、公表がないことに対する厳しい意見も伺いました。一方、国においては、平成28年度の第二次補正予算などにおいてハザードマップの作成に対して補助が出る場合もあるやに聞いております。

これらの点に鑑み、以下の質問において現在の状況と今後の取り組みについて確認をさせていただきたいと考えます。

①災害発生に伴い大量に排出される廃棄物の処理について。

ア、現時点において、大規模災害が起きた場合の災害廃棄物の発生量をどのように想定しているか。

イ、災害廃棄物が発生した場合の処理方法はどのようなものか。

②災害廃棄物処理計画について。

ア、当市の計画策定の現状はどのようなものか。

イ、他自治体の取り組み状況はどのようなものか。

ウ、計画策定に関して、今後市としてどのように取り組もうと考えているのか。

③ハザードマップの作成について。

ア、市の現況はどのようなものか。

イ、今後の取り組みについて、国や都と連携をして作成するように進めるべきと考えるがどうか。

2点目は、情報化の推進についてです。

情報通信革命は、社会のあらゆる分野に大きな影響を与えており、それは現在進行形で日進月歩で新たな技術が開発をされ、私たちの生活に変化を与えています。特に自治体経営が情報化の影響で受ける変化は著しいものがあると考えます。

こうした社会の現状に対し、例えば北海道大学の宮脇淳教授は、情報通信革命の意味について、情報通信革命は、情報の流れや情報の質、量に変化をもたらし、個人あるいは人間集団の意思決定の構図を変化させ、地域の経済社会活動の質にも変化をもたらすと述べておられます。

この観点からして、市の情報化の推進は市役所自体の仕事の質や量を変化させるとともに、市民生活へも大きな影響を与えるものであると考えます。

市においては、現在平成26年度から平成30年度を計画期間とした第三次東大和市情報化推進計画を進めておられます。折り返し地点となる本年28年度までの成果を振り返り、その進捗状況と今後の課題について以下の質問で伺いたいと思います。

①第三次東大和市情報化推進計画の進捗状況について。

②計画期間後半となる今後の取り組みについて。

ア、未達成項目について。

ア、未達成となっている理由はどのようなものか。

イ、計画期間内での達成に向け、今後どのような取り組みをしようと考えているか。

イ、一部達成項目について。

ア、それぞれの進捗状況と、達成に至らない理由はどのようなものか。

イ、計画期間内での達成に向け、今後どのような取り組みをしようと考えているか。

3点目は、図書館を使った調べる学習コンクールについてです。

例年この時期に確認をさせていただいている図書館を使った調べる学習コンクールについて、本年も確認をさせていただきます。

文部科学省においては、平成28年8月26日にホームページ上に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめが公開をされました。その中の第1部、4、学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」には、(2)学習指導要領等の改善の方向性、③「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）との項目立てがされています。

そこでは、『「主体的・対話的で深い学び」、すなわち「アクティブ・ラーニング」の視点からの学びをいかに実現するかである。子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにするためには、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質が重要になる。』と記されています。

学校における授業の改善がその主眼とされての記述ではありますが、それをより効果的にしていく取り組み

として、このコンクールの活用は利用価値が高いものと考えております。

こうした観点からも、ことしの市の取り組みを確認するとともに、今後の展望について、以下の質問で確認をさせていただきます。

①今年度の取り組み状況について。

②地域コンクールの開催について、現状の市の考え方はどのようなものか。

4点目は、若者の意見を市政に反映させる取り組みについてです。

平成27年第1回定例会での一般質問で、市として20代、30代の若い世代を参加対象として、その意見を聞く場としてワカモノ会議を設置し、積極的にこの場を活用すべきと訴えさせていただきました。その際、市長答弁では、ワカモノ会議の設置についてであります。行政運営を行うためにはさまざまな年代の市民の皆様の御意見を伺うことが重要であります。今後他市の事例などを参考に研究してまいりたいと考えておりますとの御答弁をいただきました。

本年は選挙権の年齢引き下げにより、各選挙において18歳からの投票が開始をされました。このような時代の変化を受けて、今まで以上に若い世代の声を行政が酌み取り、実際のまちづくりに生かすことができるよう取り組みを強めていくことが重要になっていくと考えます。

そこで、以下の質問において市の考え方を確認したいと思います。

①若者世代の意見聴取の機会について。

ア、庁舎内の若い職員からの提案を意見聴取する機会にはどのようなものがあるのか。

イ、10代から30代の市民の意見を聴取する機会を設けることについて。

ア、審議会における若者世代の参加について、委員の枠に「若者世代」を加えることについて市の見解はどうか。

イ、新たに有権者となった10代の市民に対して、意見聴取の機会をどのように設けようと考えているか。

ウ、他自治体の事例も参考にし、「ワカモノ会議」等を設け、定期的に意見を聴取する場を設けることについて、市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、大規模災害時における災害廃棄物の発生量についてであります。東大和市地域防災計画では、マグニチュード7.3の多摩直下地震が夕方18時に発生した場合の震災廃棄物として、重量27万トン、体積35万立方メートルを想定しております。

次に、災害廃棄物が発生した場合の処理方法についてであります。地域防災計画では、災害後に発生するごみは市民等による分別の徹底と集積可能な場所に設けられた臨時集積所に排出するとしております。また、ごみの収集運搬は委託業者と協議の上、生活ごみ等衛生上速やかに処理を必要とするごみを優先し、収集体制確立後、速やかに行うこととすることや、市独自で処理できない場合には、東京都、他自治体等に車両や人材の応援を要請することなどが定められております。

次に、災害廃棄物処理計画の策定状況についてであります。現在当市において災害廃棄物処理計画は策定していません。

次に、他自治体の取り組み状況についてであります。八王子市が平成27年度に環境省が実施しました災害廃棄物処理計画策定モデル事業のモデル自治体として選定され、平成28年3月に災害廃棄物処理計画を策定しております。多摩地域26市の状況では、八王子市以外に立川市及び調布市において計画が策定されております。

次に、計画策定の取り組みについてであります。市としましては平成29年度に一般廃棄物処理基本計画を見直す予定でありますことから、今後小平・村山・大和衛生組合、小平市及び武蔵村山市と連携を図りながら計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップの作成についてであります。現在市ではハザードマップの作成をしておりません。

今後の取り組みにつきましては、現在東京都が土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれがある地域に対する基礎調査を平成30年度を目途に進めています。この結果、土砂災害警戒区域等に指定されると市の地域防災計画への記載やハザードマップによる周知も必要になることから、これらの取り組みにあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、第三次東大和市情報化推進計画の進捗状況についてであります。この推進計画は、平成26年3月に16項目の個別計画を掲げ策定しました。現在の進捗状況は、達成が8項目、一部達成が6項目、未達成が2項目となっております。

次に、未達成となっている項目についてであります。未達成の項目は、統合型地理情報システムと罹災証明書発行システムの導入の2件であります。いずれも費用対効果や他市との共同利用について研究している段階であることから未達成としているものであります。

次に、計画期間内での達成についてであります。統合型地理情報システムにつきましては、事務の効率化、費用対効果、クラウドコンピューティング技術の導入について研究を進めてまいりたいと考えております。

また、罹災証明書発行システムの導入につきましては、現在東京都が提案しています共同利用型被災者生活再建支援システムの導入を検討しているところであります。

次に、一部達成項目についてであります。一部達成の項目は、平成28年度中に達成となる予定のもののか、具体的研究は行っているものの、導入・運営経費が多くなることや費用対効果を再検討する必要があることから達成に至っていないものであります。

次に、計画期間内での達成についてであります。計画期間内で取り組み項目を達成するためには、それぞれの項目において情報システムの効率化やクラウドコンピューティング化についての検討、さらには国や東京都からの財政援助が課題になると考えております。引き続き情報収集に努め、国や東京都への要望もしてまいりたいと考えております。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。現在市内小中学校から毎年多数の応募があります。また、当市としての地域コンクール開催につきましては引き続き教育委員会とともに検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、庁内の若い職員の提案の機会についてであります。職員の自主研究グループでの活動やまち・ひと・しごと創生の庁内組織の主事、主任、係長職で構成されます個別事案検討チームの活動などがあります。

次に、審議会における委員の枠の若者世代についてであります。若者が地域社会の構成員としての認識、自覚を持つことができ、自分の住んでいるまちにおける諸問題に向き合うことのできる機会になると認識しております。

現状としましては、一部の市民公募をしている審議会を除き、多くの審議会が学識経験者や各種関係団体の方々で構成されています。

次に、新たに有権者となった10代の市民に対する意見聴取の機会についてであります。次代を担う若者の意見を聞くことは将来のまちづくりにおいて重要であると認識しております。

現在は、市長と語ろう、タウンミーティングの開催やパブリックコメントの実施を通して意見の聴取に努めているところであります。

次に、ワカモノ会議等の設置についてであります。行政運営を行うためにはさまざまな年代の市民の皆様の御意見を伺うことが重要と考えております。一方で、行政課題を解決するために特定の年代の方々の御意見を伺うことも考えられますので、その必要性などを踏まえ、他市の事例なども参考に当市にふさわしい方法を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。平成28年度は市内小中学校から103点の応募がございました。調べた内容につきましては、児童・生徒の興味関心に応じたものとなっており、さまざまありますが、第六小学校ではテーマを日本の伝統として数多く応募しております。

また、地域コンクールの開催につきましては、さまざまな条件整備が必要になりますので、教育委員会といたしましては今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時46分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず災害廃棄物処理のことにございまして、本年4月の熊本地震におけます災害廃棄物につきまして、当初の早い段階での環境省の独自推計を見ますと約100から130万トン、平時に熊本県内で年間処理されている一般廃棄物の2年分に相当する100から130万トンの量を想定したそうでございます。これが6月に熊本県が想定した量になりますと、発生総量が195万トンと推計されておまして、状況がわかってくるにつれてその量もふえていったわけでございます。熊本市におきましては震災廃棄物対策課も設けられておまして、この処理に当たっておられます。

先ほど申し上げましたけれども、建設環境委員会の視察では、西部環境工場におきまして震災の爪跡も拝見をいたしましたし、市内各所でその被害も見聞いたしました。

災害を防ぐ対策として、災害が起きたときの多方面にわたる対策の重要性につきましては論をまちませんけれども、いざ発災したときの後、その後の処理についてこれも大きな問題であるということの認識を新たにいたしましたところでございます。

この地域防災計画に即した形でこの量の御答弁をいただきました。この地域防災計画におきましては、平常

時に発生するごみの量を相当上回ることが予想されているということでの先ほどの御答弁かというふうに思います。

ちなみに、その平常時ということでは、平成27年度の行政報告書を見ますと、月平均でいいますと169万8,217キロが月平均で、これを30で割ると1日当たり5万6,607キログラム、これが平常時のごみでありまして、これを相当超えてくるであろうというふうな予想がされておる、こういった認識でよろしいのかというのがまず1点と、環境省、また熊本県の災害廃棄物の推計、この処理期間が環境省においては2年かかるだろうということでもございました。また昨年9月の関東・東北豪雨の常総市の災害廃棄物の推計9万3,000トンで、この処理期間がやはり1年ぐらいかかるだろうというふうな予想だったようでございます。

当市の地域防災計画に想定されているその被害におけますと、具体的にどれぐらいの量をどのぐらいの期間で処理できると見込まれておられるのか、特にこれが、地域防災計画につきましては平成25年3月修正ということで、それから年数がたっておりますので、この間の状況等も含めまして把握しておられるようでしたら教えていただければなというふうに思います。

○総務部参事（東 栄一君） 2点ほど大きく御質問いただきました。

先ほど市長から申し上げたものにつきましては、災害時における瓦れき処理などについて対策が記載されているところですが、震災廃棄物の発生量は、建物の焼失とか倒壊、解体に発生する廃棄物及びコンクリート等の瓦れき等の推定発生量ということで先ほど市長のほうから重量27万トン、体積35万立方メートルというのを御説明されたところでございます。

したがって、ごみの量につきましては推定はございませんで、ただ、常識的に考えまして、通常のごみ収集の停止などで蓄積された生活ごみのほかに、災害により破損したさまざまな粗大ごみとか食器類、ガラス類等が発生するというふうに見込まれますので、通常時のごみの量を大幅に超える廃棄物が発生するものと認識してございます。

それから、もう一点ですが、現状の地域防災計画は、これは平成24年9月に首都直下地震等による東京の被害想定ということで東京都防災会議が公表した数値をもとに被害想定を出しているものでございます。現在東京都防災会議につきましては新たな被害想定を公表していないということなので、この数字について変更はございません。まだ新たな被害想定はわかりませんということでございます。

それと、災害廃棄物の処理の期間ということでございますけれども、これも特に示されてございません。これは恐らく実際に災害が発生したとき、後のさまざまな処理施設の稼働状況ですとか、それから運搬等に使用するトラック等の調達とか、その辺、さまざまその処理に必要なリソースを状況を把握しながら処理期間を設定するものと認識してございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 現状ではその量につきましても、処理期間につきましても明確なものはなかなか出せない現状はよく理解をさせていただきました。その分非常に、いざ災害が、この瞬間にでも起こった場合に大変な処理の分量になるんだろうなというふうな、またその処理のための労力も非常にかかるんだろうなというふうには考えさせていただいております。

その処理方法についてなんですけれども、分別の徹底、臨時集積所への排出などが計画等で挙げられておられます。その中で、小平・村山・大和衛生組合の短期大量投入が困難な場合、暫定リサイクル施設を活用して収集の効率化を図るとか、市独自での処理ができない場合の応援要請、こういった記載もされていたかという

ふうに思います。

この点に関しまして、今後組合におきましては3市共同資源物の処理施設の建設ですとか、また焼却炉の建て替え等計画がされておられると思いますけれども、そうしたこととこの市の防災計画に基づく災害廃棄物処理の記述を見ますと、今後の災害廃棄物処理に関しても何らかの影響が出てくるのではないかなというふうに考えます。

こうした点も踏まえまして、災害廃棄物の処理方法全般に関しまして、再度現状での考え方、あり方、この詳細をお伺いしたいと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 現在の暫定リサイクル施設につきましては、今後3市共同資源物処理施設の建設を行っていくということで事務が進んできております。

現在の地域防災計画では、この暫定リサイクル施設を活用した収集、効率化についての記載はございますが、この点については今後見直す必要が出てくるのかなというふうには考えてございます。

また、小平市中島町におきましては、不燃粗大ごみ処理施設の新たな更新ですとか、ごみ焼却施設、こちらにつきましても新ごみ焼却施設に更新を行うということもうたわれてきてございます。

特にごみ焼却施設につきましては、エネルギー回収型の処理施設という形で国の交付金の活用を予定してございます。この交付金におきましては、特にこのエネルギー回収型処理施設につきましては災害廃棄物処理計画の策定が求められているようなこともございますので、当然小平・村山・大和衛生組合と調整を図っていく必要があるかなと。

特に災害廃棄物につきましては、先ほど総務部参事からお話がありましたように、大変多くの処理をしなければいけないということで、当然東大和市だけではなく、当然小平・村山・大和衛生組合を所管します小平市、武蔵村山市から相当量のものが出てきます。そのようなことから、こういった大きな災害想定に関しましては一自治体だけではなく、この多摩地域全体の問題、場合によっては都または国というふうな形の連携も必要となってきておりますので、そういったところの情報収集にも努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 大変非常に大きな話になるのかなというふうに認識をさせていただきました。また、国の補助金を活用する上で計画が求められているということも改めて教えていただきました。

そこで、当市での災害廃棄物処理計画の現状なんですけど、現在策定していないということで、確認になりますけれども、環境省の災害廃棄物処理方針、この中には、地方公共団体は、本指針に基づき、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合をとりながら処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行うというふうにあります。義務ではないんですけれども、その作成を促しておられますし、今御答弁いただきましたけれども、当市は単独ではなくて組合をつくって処理してますので、その3市との連絡、また都、国との調整も必要だろうというふうに思います。

市としてこれまで災害廃棄物処理計画の策定についてはどのような考えのもとで、どのような検討を行ってきたのか教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 震災に伴います瓦れきにつきましては、これは誰がいつまでに何をするのか、そういったことをきちんと前もって定めておく必要があると考えております。こういった一連の処理計画はまずは必要不可欠であるということは十分認識しております。

現在市のほうでは、東京都において開催されました瓦れき処理に関するワークショップ、こちらのほうへ定期的に私ども担当を含めて参加をするとともに、現在も実施されているんですが、瓦れき処理に関する情報交換会、こちらも東京都が主催のもとで行われているんですが、こちらへもあわせて参加を行いまして、震災瓦れきの具体的な処理マニュアルの作成に向けた情報の収集を現在図っているというところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。そのマニュアルの作成について情報収集を図ってお取り組みを進めていただいているということ、非常に心強い限りだというふうに思います。

この災害廃棄物処理計画につきましては、先ほどの市長答弁では、近隣、八王子が策定をしたということで伺いまして、また調布、立川というお話もございました。全国的にどのような取り組みがなされているのかというものを改めて教えていただきたいということと、また、当市の廃棄物処理事業につきまして関係の深い、先ほどからお話も出ております小平・村山・大和衛生組合ですとか、またもっと広い地域でいいますと東京たま広域資源循環組合、こういった団体ではこの廃棄物処理計画ということにつきましてどのような認識を持ってどのような対応をしようとしているのか、把握している限りで結構でございますので、教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 全国の災害廃棄物処理計画の策定状況でございますが、平成26年度時点という形になりますが、環境省が実施しました調査によりますと、都道府県においては21%、市区町村においては33%が策定しているという調査報告が出ております。

多摩地区26市の状況でございますが、先ほど市長のほうからも御答弁あったわけですが、計画がまだ当市のように作成されていない自治体におきましても、今後計画の策定を予定している市というのが12市ございます。その12市のうち具体的に策定に向けた予定時期を明確に掲げている市というのはそのうち4市ございます。そのほかにつきましては時期は未定というところでございます。

また、東京たま広域資源循環組合、こちらのほうでは現在災害廃棄物処理基本計画の策定に向けた作業を行っていると聞いております。今年度中に計画の暫定版をつくりまして、次年度以降に組織団体等の調整、また地元市町でございます日の出町、こちらとの調整を図っていく中で肉づけをして計画をつくり上げていくというふうに伺っております。

なお、小平・村山・大和衛生組合は、現在のところ策定の予定がないというふうに聞いているところでございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

12市が予定をしておりますし、また東京たま広域資源循環組合も策定を目指して今進んでいるということで伺いました。

今後近隣市等でどのような展開がなされていくというふうに考えておられますでしょうか。これがふえるだろうと思いますが、その点について御認識をいただければと思います。

○環境部長（田口茂夫君） まず東京都の状況を少しお話をさせていただきたいと思います。

東京都におきましては、平成28年7月13日に東京都廃棄物審議会に対しまして東京都災害廃棄物処理計画の策定についてということで諮問がなされてございます。審議会におきましてはワーキンググループを設置し、既に数回の会議が開催されております。また、今後のスケジュールといたしましては、平成28年度末までには

本諮問に対する答申をする予定というふうにも聞いてございます。

そのようなことから、先ほどごみ対策課長からお話がありましたように、たま広域資源循環組合でも策定を進めていくというふうな関係もでございます。先ほど私のほうからも答弁いたしましたように、小平・村山・大和衛生組合でも施設建て替えに伴いまして今後こういった計画をつくっていかねばいけないという状況が考えられておりますので、当然、当市に限らず、小平市、武蔵村山市につきましても策定に進めていくような形になるかと思っておりますので、全体的に東京都の動向等を見据えながら、多摩地域全体におきましてもそういった方向に進んでいくものというふうと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

当市も含めて進んでいくというようなお話をいただきました。やはり事の重要性を鑑みますと、当市としても、また当市が参加している組合といたしましても、災害発災後の市民生活を守るためにもこういった計画策定を今から準備をいたしまして、なるべく早い段階で策定をする必要があるなというふうと考えております。

今御答弁もいただきましたけども、繰り返しになるかもしれませんが、今後の市の取り組みについていつまでに何をどのようにしていくべきか、タイムスケジュール含めて現段階でのお考えを伺わせていただければと思います。

○環境部長（田口茂夫君） 冒頭市長のほうからも御答弁がありましたように、東大和市の一般廃棄物処理基本計画が、現在の計画が平成29年度までとなつてございます。来年度はその計画の見直しをしていくというふうな予定で事務を進めてございます。

また、先ほども御答弁を申し上げましたように、小平市、武蔵村山市におきましても、この基本計画の見直しとともに、災害廃棄物のこの計画につきましても検討を進めていくというふうなお話も伺っております。

そういったところから、この小平市、武蔵村山市、また小平・村山・大和衛生組合も含めた中で連携体制をとり、東京都の動向を見据えながら関係機関との連携をよりとってまいりたいというふうな形で策定に進めていければなというふうと考えてございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

なかなかいつまでにどのようなことというのは現段階では明確にできないかもしれませんが、ぜひともまたこの点につきましても滞ることなく準備を進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ハザードマップに関してなんですけれども、市長のほうからも御答弁いただきました。これまで作成、公表できていない理由につきましても再度伺わせていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） ハザードマップにつきましては、都市型水害対策連絡会というところが平成17年6月に黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図を公表しておりまして、今現在都内各地で洪水ハザードマップとして作成しているものがこの都市型水害対策連絡会が公表したものをもとの図としてつくっております。

実はこの洪水ハザードマップというのが主に河川からの氾濫による浸水区域などを示したものでございまして、下水道や、それから雨水排水施設に起因する浸水区域などは示されてるものではないかと存じます。これは何か別に内水ハザードマップというふうないうらしいんですが、このあたりのことを加味したハザードマップ

でないと余り機能しないのではないかなという考えも実はありまして、実際作図には至ってございません。

このため、現在のところは都市型水害対策連絡協議会が公表している元図そのものを窓口などで提供しているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういった理由があつて公表できていない、またされていないというようなことでございました。そういったものも含めてぜひとも、河川に限らずそのハザードマップをぜひともそろえていただきたいなというふうに思います。やはり先般の台風被害におきましても、市の状況を確認しようとしたら、ほとんどの自治体、東京都、公表してるのに、うちだけというか、うちだけですかね、してないみたいな話をされまして、非常にこの点についてはさらに力を入れていかなきゃいけないねということで改めて認識をさせていただいたところでございます。

先般国会におきまして成立いたしました平成28年度の第二次補正予算でございますけれども、この防災・減災分野におきましては、一連の台風被害も踏まえ、多様化する自然災害に備えるため、施設の老朽化対策やハザードマップの作成などを進める防災安全交付金、これを拡充しているようでございます。国土交通省にも、これ、電話でなんですけど、確認をしてみましたけれども、確かにやりようによってはこのハザードマップ作成に利用できるというふうな回答もいただきました。

また、東京都におきましては、社会資本総合整備計画が進められておりまして、その中の高度な防災都市を実現し、都民の安全・安心を確保する河川整備、これは河川になってしまいますけども、の一環で効果促進事業としてハザードマップの作成に取り組んでいる自治体、こういったところもあるそうでございます。

こうした国の予算、また都の計画、こういったものを活用して本市としてこういったハザードマップを作成することはどうなのかなというふうに考えるわけでございます。

市長答弁にもございました東京都の調査の取り組みですとか、その結果として市としてなすべきことの詳細、これについてもあわせて伺わせていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話があつたとおり、防災安全交付金がハザードマップの作成に利用できるというのはおっしゃるとおりでございます。市長答弁でも申し上げましたとおり、現在東京都が土砂災害防止法に基づきまして土砂災害のおそれのある地域に対する基礎調査というのを平成30年度をめどに進めているということで、これに基づいてさまざま指定とかされますと地域防災計画への記載とかハザードマップが必要になるということがありますので、できましたらこれにあわせて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも東京都の調査を待つてしっかりとしたものをつくっていただければなというふうに思います。

防災・減災の観点から、事前の準備を十二分に行うということ、事前の準備を十分に行うということにつきましては、これまでの議会の場でもさまざまな議員の方、当然うちの会派もそうですけども、議論もされてまいりましたし、今後もその重要性は変わるものではないというふうに思います。

今回質問をした災害廃棄物処理、またハザードマップにつきましてもぜひとも十全なお取り組みをお願いいたします。いつ起こるかかわからない災害の備え、今回の建設環境委員会の視察でも実際にこの災害の現場を見まして改めて、市民の方が行政というのはここまで手を打っておくものなのかと思っただけのような、そ

ういったことをやっていただいても決してやり過ぎではないなというふうに感じました。日常業務、非常に重なって大変だとは思いますが、担当される部局におきましては、ぜひとも今後とも御尽力を続けていただきたいというふうをお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、2点目の情報化の推進について再質問させていただきます。

当市におきましては、情報化の推進に関しまして、基幹システムの構築、また災害時の対策等、お取り組みをいただいております。時代の変化に即応した形で行政の事業、また日常の事務、効率的に、また効果的に行われるように、私ども公明党といたしましても情報化の推進につきましても常々関心を持って、過去議会においても何度か取り上げさせていただきました。

今回この第三次東大和市情報化推進計画のちょうど折り返し地点でございまして、その進捗状況もネット等で公開されまして、改めて確認をさせていただきたいということで取り上げさせていただきます。

まず現状に関してなんですけれども、市長答弁でもございましたけれども、再度この計画の現在までの進捗状況と、そこにおける未達成項目、また一部達成項目についての確認をさせていただければと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 第三次東大和市情報化推進計画におきます個別計画の取り組み項目は全部で16項目あります。そのうち平成27年度末までの取り組みで未達成となっているものは、統合型地理情報システムGISと罹災証明書発行システムの導入の2項目であります。

また、一部達成としているものは全部で6項目ありまして、基幹系システムの更新と全体最適化、福祉総合システム、文書総合システム、公金納付方法の多角化、校務支援システムの導入の検討、学級教育のICT化であります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

引き続きまして、未達成のものにつきましてお伺いさせていただきます。

統合型地理情報システム——GISというふうに略称していただきましたけれども、このGISというのはそもそもどのようなシステムなのか教えていただけますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） GISは、市が保有します地理データやその位置に属します空間データを統合して整備し、一元的に維持管理することでその属性情報を視覚的に把握しまして、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムのことであります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） その統合するということなんですけれども、それではGISの未導入の現状におきましては、個別に各担当所管課で情報収集と管理をしているというふうに考えます。その収集と管理のあり方、また活用の仕方はどのようなものでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在のところ、各課で業務に必要な情報、これは例えば一般的には都市計画、道路、上下水道、河川、農地、固定資産に関する情報などがありますけれども、それぞれをそれぞれの課で個別システムを利用管理して業務を行っております。したがって、各課の個別システムは特定の業務の目的のために活用を図っている状況であります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうした形で個別に収集、管理されている現在とGISでの一括での収集、管理との違いは何なのか教えていただけますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在はそれぞれの課におきまして特定業務のための目的に収集した情報を活用しまして業務を行っております。この特定情報を収集するに際しましては、業務間、組織間での基盤情報が共有されないことがあるため、データ間の不整合や重複情報の収集が生じることがあります。この点がGISでの一括収集、管理を行う場合の差異になるものと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そういったことでいいますと、再度の御答弁になるかと思えますけれども、このGISを導入した場合のメリットはどのようなものなのか教えていただけますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） GISは、従来それぞれの課が別々に地理的データ、空間的データを収集、作成していたごとに生じていたデータ間の不整合を解消できることや、重複情報収集に係る事務作業を効率化することができます。また、地理的情報や空間的データを庁内で横断的に活用することにより、新たな地理活用業務に拡大できることや業務連携による総合的な行政サービスに応用できることが考えられます。

さらに、庁内の地理的データ等を市民向けに公表し、視覚的にわかりやすく、かつ質の高い情報を市民に提供することも考えられます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 庁内での利用に限らず、市民の方へも利用の提供ができるということ、非常にいいシステムなのかなというふうに思っております。

当然そういった使えるシステムなので、システムを構築するときにも大変大きなお金が動くことになると思います。このGISの導入に向けた国や東京都の補助金があるのかどうか、この点について伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在のところ、国や都からGISの導入の経費に充当する補助金は把握してございません。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、自前でやらなければいけないのかなというふうに思います。その額が幾らぐらいになるのかというのも今検討されているのかなというふうに思います。

他の自治体の状況につきましてはどうなのでしょう。これは特に多摩地域等は導入しているところが多いのか、また少ないのか、さまざまな状況あるかと思えますけれども、教えていただければと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） GISを構成します個別システムの数によりその規模に違いがありますので、正確な比較にはなりません。平成27年度末でGISを導入している自治体は多摩地域30市町村のうち17市町村であります。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 30市町村のうち17ということで、半数以上はもう既にこれ導入しているということでございますので、本市としてもぜひこういったお取り組みを進めていただければなというふうに思います。

GISにつきましては、クラウドを活用した形でのシステム整備をする方法もあるということでございまして、自前でシステム構築、また整備する場合とこのクラウド型の違いはどのようなものなのか、それぞれのメリット、デメリットは何なのか、この点について伺います。

○情報管理課長（菊地 浩君） GISをクラウドでシステム整備する場合と、自前でシステム整備、構築、整備する場合の一番の違いは、システム開発業者が保有しますサーバーをインターネットなどのネットワークを通じて運用する方法と、庁舎内に設置して運用する方法との差であると認識しております。

クラウド型のメリットとしましては、この場合、サーバーがシステム開発業者側にありますので、システムの運営保守がリアルタイムで行えること、またデメリットとしましては、セキュリティを確保するため通信回線を専用回線とし、かつ通信の安定化を図るため冗長化する必要があることから、一定の通信回線経費が必要になることであります。

また一方、サーバーを庁舎内に設置して運用する方法のメリットとしましては、通信回線に係る経費が不要であること、外部への情報流出の可能性が極めて低いこと、デメリットとしましては、システム障害が発生した場合の対応がリアルタイムで解決できない可能性があることなどが挙げられます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） クラウドと、また庁舎内での使用と一長一短なのかなというふうに思います。ただ、情報の流出という観点からすると庁舎内で使用するほうがいいのかというふうに思います。しかしながら、リアルタイムでの更新等もできるということに関しますと、やはりこういったデータというのは常に最新の情報が使えるようでないという意味のない場合もありますので、やはり一長一短なのかなというふうに思います。

このGISの整備に向けまして、市としては今後どのような取り組みをされようとしておられるのか、その詳細について伺わせていただきたいと思っております。

○情報管理課長（菊地 浩君） GIS整備に向けての検討のポイントは、一つは現在各課で行っています業務の大幅な効率化が実現できるか、もう一つは多大な導入経費、維持管理経費を節減、節約して導入できるような新しい技術がないかであります。

昨年度でしたが、概算費用の見積もりをとったところ、システム構築費及び運営費だけでクラウド方式で5年間で約5,000万円、庁内にサーバーを設置する方式で5年間で約6,000万円でした。運用を始めるためには、このほかにシステム補修費やデータ更新費が必要になります。

こうしたGIS整備に向けては、各課の個別業務における運用状況の実情をよく踏まえながら、新しい技術の検討を含めて、こうした高額な導入、運用費用に対する効果を十分に研究する必要があると考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） かける経費に比べて、果たして本当にその庁舎内の業務が大幅に効率化されるのかどうか、この点がやはり重要なのかなというふうに今認識を改めてさせていただきました。

導入したはいいいけれども、さほど以前と変わらない、ちょっとした効率化しかできなかったということであれば、やっぱかけただけの用を成してないというようなことにもなるのかなというふうな御認識であるというふうに伺わせていただきました。

そういった点もありながら、しかしながら、第三次、この計画に記載されておりまして、メリットだけ聞きますと、やはり自治体業務の効率化、また市民サービスの向上にもつながる事業だというふうな認識は私もございます。ぜひとも計画期間内に、ぜひとも導入に向けて御検討を進めていただければなというふうに思います。担当課としてさらに御努力をこの点していただきたいというふうに思うんですけども、この点についていかがでございましょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） 第三次東大和市情報化推進計画の個別計画には、システム導入後の事務の効率化及び費用対効果について引き続き研究、検討しますとしております。したがって、GISの導入は各課保有、利用している地理的データや空間データを情報共有できるように整備することによって、事務の効率化や高度化並びに市民サービスの向上が図られる必要があります。

この点におきまして、現在は各課の個別業務に必要なデータのみで活用していますので、今後この発展的な活用が図られないかどうか検討するとともに、かつ他市の導入事例も参考にして研究を進めたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひと前向きな御検討を続けていただければなというふうに思います。

続きまして、罹災証明システムに関しまして質問をさせていただきます。これも未達成ということでございます。

これまでも公明党といたしまして災害後の迅速な対応を進めるものとして、被災者支援システムに関してこの議会でも取り上げ、早期導入を要望してまいりました。被災者の支援に関しましては、この罹災証明書発行システムの重要性について再度市の御認識を伺わせていただければと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 市の認識ということでございますが、大規模な災害に見舞われまして多くの市民が被災された場合に、迅速かつ公正な生活再建支援を進めるためにはシステム化が不可欠だと考えてございます。とりわけ罹災証明書につきましては、義援金ですとか保険金、それから仮設住宅の入居等の条件になりますことから、罹災証明書の発行システムは大変重要であると認識してございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） このシステムの重要性は認識されているということでございました。

近年の大災害において、このシステムがそれではどのように利用され、効果を発揮してこられたのか、その事例をつかんでいるようでしたらぜひとも教えていただければなというふうに思います。また、本市においてはどのような効果が発揮されるものと期待されておられるでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 直近の例で申し上げますと、例のことし4月に発生いたしました熊本地震におきまして、東京都と区市町村で被災地への職員派遣を実施したところでございます。主な業務は罹災証明書の発行のための建物家屋調査関係業務ということでございましたけれども、この際、東京都のシステムを活用しまして迅速な対応が図られたものと報告がされてるところでございます。

本市におきましても、システムを導入することで被災された方々にいち早くもとの生活水準に戻るための総合的な支援が効果的にできるものと認識しております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） やはりこのシステムはいち早く整備をしていただくことが重要なんだなというふうに認識をさせていただきました。

やっぱりこの被災者支援システムにつきましては、罹災証明書の発行を含めまして、災害時に多岐にわたる被災者支援をするものというふうに認識をしております。この西宮市の被災者支援システムですとか、また被災者支援システム全国サポートセンターの活用ですとか、また先ほど御答弁でもいただきました東京都のシステムだとか、さまざまな方法があるかというふうに思います。

本市において、これらのシステムに関して罹災証明書発行システムの検討も含めどのようにされてきたのか、この点について伺います。

○総務部参事（東 栄一君） これまでの検討の経過でございますけれども、被災者に対する支援システムにつきましては、今おっしゃったとおり、西宮の方式ですとか東京都のシステムなど、さまざまな方法がございます。市といたしましては、都内の各自治体で共通の業務の標準化が図れることや災害時の相互応援ができると

というようなことで円滑な対応が期待できるということから、東京都のシステムの導入に向けた調査、研究に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。東京都のシステムへの検討ということでお話いただきました。

そうしますと、この未達成の理由は何なのかということなんですけれども、一部達成ではなくて未達成ということ、再度具体的にこの未達成の理由について教えていただけますでしょうか。

○情報管理課長（菊地 浩君） この被災者支援システムにつきましては、東京都のシステムの導入に向けた調査、研究は平成27年度までは共同利用ができるかなどについての具体的な研究が進まず、平成28年度に入ってから研究が進んだ経緯がございます。したがって、平成27年度末の取り組み状況としましては未達成としてのものであります。

以上であります。

○16番（佐竹康彦君） 承知をいたしました。ぜひともこのシステムに関しましては、先ほど災害廃棄物のことも質問させていただきましたけれども、災害に関することについてはもう本当にいつ起こるかかわからないというのがこれは大前提でございますので、財政的な面につきましてはぜひとも国や東京都にも支援を求めながら、市として今計画の期間内での達成をぜひとも行っていただきたいなというふうに思っているところでございます。

今後の展望やスケジュールについて、この点のようなお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○情報管理課長（菊地 浩君） 現在のところ、国や東京都におけます共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に係る補助金の情報は得ておりません。

しかし、市の財政状況が極めて厳しい状況を鑑みますと、実施に向けて何らかの財政的援助を受けることは必要と考えております。したがって、機会を捉えまして要望してまいりたいと考えております。

また、今後の展望やスケジュールでありますけれども、この共同利用型被災者生活再建支援システムの構築に係る整備は東京都が主体となって検討を進めておりますが、本市もこのスケジュールに沿って検討を進めたいと考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも東京都の動向も注視しながら、いち早い対応をお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、一部達成というところでございます。

まず文書統合管理システムについて何点かお聞かせいただければなというふうに思います。

この管理システムを達成した場合、どのような業務の効率化が図られるのが1点でございます。

2点目といたしまして、このメリットとデメリットを比較したときに、未達成部分があることに對しましての業務への影響はどのようなものがあるのか、この点についてお聞かせいただければと思います。

○文書課長（下村和郎君） 文書管理システムは、文書の作成、取得から廃棄までの一連の処理をシステムで一元管理するものであります。システムを導入した場合における業務の効率化として考えられるものとしましては、文書の処理状況や管理状況を容易に確認できるようになること、文書の特定や検索が容易になり庁内で一層の情報共有化が図れること、文書の電子データ化が促進され、紙文書の減少が期待できることなどがあります。

また、システム導入のメリットとしてはただいま申し上げたような有効性が期待できる反面、デメリットにつきましては新たな経費が伴うことであると考えます。

システムを導入していない現在文書が適正に管理できていないかといえば、必ずしもそうではありませんが、情報の電子化は今後さらに進展していくことが想定されますことから、いずれ導入の必要に迫られる時期が来るものと考えております。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君)　そうですね、情報の電子化ということにつきましては確かにどんどんこれから進んでいくことになると思いますし、また文書につきましても紙でずっと残しておきますと、庁舎内でも文書であふれ返ってしまうというような危惧もございますので、ぜひともこの点につきまして、先ほどデメリットで経費ということも、これもやはり頭の痛いところではあるんですけども、そのバランスの兼ね合い、考えながらぜひともこちらもお進めいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公金の納付方法の多角化についてでございます。

今までもさまざまな御努力をいただいて、幾つかは実現をされているということは認識しております。今後さらなる多角化を進めるための方途について、現段階でどのように考えておられるのでしょうか。どの事業を進めればこの計画内での達成となるのか、この点についてお伺いをいたします。

○情報管理課長(菊地 浩君)　公金納付の多角化につきましては、これまでコンビニ納付やモバイルレジなどを導入してまいりました。引き続きマルチペイメントやクレジット納付につきまして他市での導入事例を含めて研究してまいりたいと考えております。

また、どの事業を進めれば達成となるのかについてであります。具体的に新しい納付方法についての検討を進め、それぞれの課題を解決して、その結果、どれだけ市民の利便性の向上が図られたかどうかを検証できたときに達成できたかどうかを判断したいと考えております。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君)　公金の納付ということにつきましては、うっかり忘れてしまうとかということも市民の方はありますので、さまざまな方法があれば期間内にきちんと納めることができる、延滞金も発生しないというようなこともございますので、こちらについてもぜひとも、お取り組みの御要望ばっかで恐縮なんですけれども、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

次に、校務支援システムについてでございます。

これは教育委員会のほうでもお進めいただいているかというふうに思います。このネットワーク形成後に、次の段階としてさらに進めるべきものは何なのか。それは学校教育現場にどのようなメリットをもたらすのか、この点についてお聞かせください。

○学校教育部参事(岡田博史君)　第三次情報化推進計画にもございますけれども、学校においては指導計画、また通知表及び指導要録を電子化することによりまして作成時間の短縮が図られるというふうに考えております。また、児童・生徒の情報につきまして一元管理することによりましてセキュリティのほうが確保され、校務の効率化が図られるのではないかとこのように考えております。

さらに、これを実現することによりまして、教員が児童・生徒と向き合える時間というものがふえるというふうなことで考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 学校教育現場におきましては、やはり最後、今御答弁いただきました子供と向き合う時間の確保、これがやはり大きな点なのかなというふうに思います。やはり教育現場におきましては教師が最大の教育環境であるというふうに思っておりますので、ぜひともその時間の確保ができるようにこういった情報化の推進もさらにお進めいただければなというふうに思います。

続きまして、学校のICT化についてでございます。

この学校のICT化につきましてはこれまでも何度か取り上げさせていただいております。取り組むメニュー、たくさんあるというふうに思いますけれども、現段階においては何を優先しようというふうにお考えなのか、これがまず一点。

また、財政支援を国や都に求めるとともに、やはりこれを進めて効果的に教育現場で活用しようとする、やはりハードをそろえるだけではなくて、人的資源の投入も必要になるかなというふうに思います。その人的な面での充実についてはどのようなことを考えておられるのか、この点について伺います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 学校教育のICT化についてでございますけれども、現時点ではさまざまある中なんですけれども、タブレット端末を導入し、既存の電子黒板とも連携させながら授業を行うことであつたりとか、またデジタル教科書、そのような導入等についても優先的に研究を進めていきたいというふうに現時点では考えております。

また、事業を実現するためには、国や都のほうへ財政支援も当然不可欠であるというふうに考えております。機会を捉えまして要望することも必要というふうに考えております。

そして、このことについては、もちろんこれらを効果的に教育現場で活用するためには、議員がおっしゃるように人的資源ということも必要になってくるというふうに考えております。しかしながら、まずは現在研究を行っておりますタブレット端末の導入等について取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） タブレット端末、またデジタル教科書等のお話を伺いました。

タブレット端末とデジタル教科書等につきましては私も関心を持っておりまして、毎年こういった関連の展覧会へ行きましても、本当に日進月歩で進んでいるな、またその機器を使ってさまざまな取り組み、選択の幅も広がりますし、活用の仕方もさまざまあるなというふうに思っております。財政的な負担はかなり伴いますので一朝一夕にはできないかもしれませんが、子供たちが社会に出ていったときにそういった装備が当たり前の中で仕事をしていかなければいけないという現状もこれからやはり生まれてくるかと思っておりますので、この点につきましても可能な限り、できる限りの努力をしていただければなというふうに思います。

この第三次東大和市情報化推進計画でございますけれども、残りの期間において何をしていくのか、いろいろお話伺いましたけれども、この未達成、一部達成になっています個別項目の達成に向けまして、全体的な展望、お考えを最後お聞かせいただければなというふうに思います。

○総務部長（広沢光政君） 第三次東大和市情報推進計画、こちらにおきましては、さまざまな施策を展開しまして、ICTの進展、社会情勢の変化ですとか市民ニーズの高まり、こういったものに対応しながら、さらなる市民サービスの充実や行政事務の効率化を実現するために現在個別計画にそれぞれ検討を行っているところでございます。

もちろん、これらの個別計画全てを実施まで行うことが一番望ましいベストなことだと思うんですが、先ほど来御答弁で差し上げましたとおり、そのためには多大な導入、運営経費が必要になってくるということで、

現在の市の財政状況を鑑みますと大変厳しいなというふうには考えているところでございます。

ただ、費用対効果の分析を改めて行うこと、それからICTに係る新技術の研究、それから他市の導入状況等について日ごろから担当課を中心に情報収集に努めてまいりますとともに、市長答弁にもございましたように、機会を捉えて国、東京都、こういったところへ財政的援助についての働きかけを行いまして、情報化推進計画、こちらを少しでも前に進められるように努力をしてみたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

今回改めて伺いました計画におきまして、未達成また一部達成になってるものもでございます。その取り組み目標が実施ではなく検討となっているものがほとんどでございます。目標が検討であってもなかなかそれを達成できないということは、それだけ、今部長からの御答弁もございました、総合的にハードルが高い事業だろうというふうには思います。

しかしながら、今部長からも前向きな気持ちの御答弁いただきましたけれども、これらの事業が実際に行政の場で実施をされましたら、行政の職員の事務作業の点におきましても、また市民へのサービスという点におきましても大きな変化がもたらされるであろうというふうに思います。ぜひとも検討段階を超えて、さらなる市行政の情報化、進めていただくようお願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、図書館を使った調べる学習コンクールについて再質問をさせていただきます。

先ごろ新聞で、例えば日本経済新聞の記事によりますと、経済協力開発機構OECDは6日、72カ国、地域の15歳、約54万人を対象に2015年に行った学習到達度調査、これはProgramme for International Student Assessment——通称PISAというふうには呼ばれるそうでございますけれども、この結果を公表したと。平均得点で見た日本の国際順位は、科学的応用力が2位、数学的応用力が5位で、ともに前回12年調査を上回りトップレベルの水準を維持した、反面、読解力が8位で順位が4つ下がるなど弱点も浮かんだと、こういうふうに報じております。

読解力につきましては、試験のやり方に課題もあるようでございますけれども、一方、読売新聞などでは、文部科学省は読書量の減少などで長文に接する機会が減ったことが原因の可能性があるとというふうに分析をしておる、来年度、文章を読む学習の充実や語彙力の強化などの対策に乗り出す、こういったことを報じておられます。

私も当市におけます理数教育の充実を訴えてきた者として、理数系の学力向上は大変喜ばしいものであるというふうに思います。しかしながら、一方で、読解力が落ちているという状況は残念な状況でございます。これに対しまして、読書や文章を読む学習のさらなる取り組み強化が求められるというふうに思います。

この観点から、図書館を使った調べる学習コンクールについて、東京大学の根本彰名誉教授が調査しておるんですけども、子供たちの主体的な学習と自分の考えを論理的に表現する言語的な過程を重視しているというふうに述べられておられます。また、調べる学習そのものにおきましても、この調べる学習における言語活動は、言語を通じた論理的な表現やコミュニケーション力を養うことを含んでいて、PISA型読解力と呼ばれる学習者が身につけた知識を自分のものとして表現したり、応用したりする能力もここに入るというふうにされておられます。

さきのPISAの結果も踏まえまして、やはり私は当市においてさらにここに力を入れていただきたいとい

うふうに考えております。

今年度の取り組み状況に関して103点というなお話でございました。改めてその詳細を伺わせていただければと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 今年度の応募数は103点ということでございましたが、内訳としては小学校が89点、中学校が14点の応募でございました。

内容につきましては、教育長答弁でも御紹介させていただきましたように、第六小学校ではテーマを日本の伝統と決めて調べ学習に取り組みました。こちらは4年生がオリンピック・パラリンピック教育の一環として、日本の伝統文化にかかわる学習を行ったときに、この調べる学習コンクールを活用して調べたことをまとめるというようなどころまで学習を進めたというふう聞いております。

そのほか、全体としての内容については、星座など理科に関することやまた社会科に関するものが多く取り上げられております。

なお、中学生では、18歳選挙権のことについて、また熊本地震にかかわることについてなど、現在話題になっていることも取り上げてまとめたという事例もございました。

以上でございます。

○**16番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

通常の授業に加えましてこれやっていたかということは大変かというふうに思いますけれども、オリンピック・パラリンピック教育の一環と関連づけたりとか、また例年どおり理科、社会が多い中でタイムリーな18歳選挙権、また熊本地震、こういったことに興味を持たれた生徒さんがいらっしゃったということ、大変すばらしいことだなというふうに思います。ぜひともこのお取り組み、継続していただきたいというふうに思います。

今年度の取り組みにおいて図書館を使ったということでございますので、学校図書館指導員の方のかかわりはどのようなものであったのか、また他の公共図書館とのかかわりや連携はどのようなものであったのか、この点について伺います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 学校図書館指導員が学校図書館にございます調べる学習にかかわる学習の関連図書の紹介ですとか、または学校に関連図書がない場合、中央図書館にお問い合わせさせていただきました調べ、学習に必要な図書の団体貸し出しの手配をするなど、担任や教科担当の先生方と連携して児童・生徒の支援を行っているという状況でございます。

また、夏休みを活用した調べ学習というように、児童・生徒が夏に取り組んだ事例も多くございましたので、中央図書館を初め市立図書館に多く伺って学習を行った児童・生徒もいるというふうに伺っております。そのときには、わからないときには図書館の指導員に、例えばこの内容に関する図書はどこにあるのかとか、またはどういう調べ方をしたらこの調べたい内容がわかるのかというようなことを教えてもらうなどの支援を受けているということも考えられるかというふうに思います。

また、日ごろの学校の授業におきましても、このコンクールだけではないんですが、調べ学習を行うときには市立の図書館に御協力をいただいております。団体貸し出しの制度を活用してまとまった冊数がある程度の時期、学校に置かせていただいて、調べ学習が充実するよう学習を支援する体制というものができていると、そのように考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

文献に当たるだけではなくて、子供たちがやはりその専門性を持つ大人の方、先生方とコミュニケーションをとりながら自分の学習を進めるということ、非常に大きな経験だというふうに思います。またそれにお取り組みいただいている指導員の方々にも非常に感謝申し上げますし、また市内の公立図書館と連携を密にとりながらそういった環境を整備していただいているということも本当に感謝を申し上げます。ぜひとも今後ともそのお取り組みを続けていただければなというふうに思います。

これらの取り組みを通じて、何かしらの東大和市の教育に対する効果があったと考えておられるのかどうか、この点についての御認識を伺います。

○学校教育部副参事（小坂橋悦子君） まずは児童・生徒が意欲的に調べる学習に取り組む様子が見られるようになったこと、そして調べる学習を通じて知る喜びですとかわかる楽しさなどを味わうことができたということが挙げられると考えております。

また、先ほど御紹介させていただきましたように、学年でテーマを決めまして調べる学習に取り組むことで主体的に学ぼうとするような児童・生徒がふえたり、作品として仕上げる喜びですとか達成感などが得られたなどの効果が学校から報告がされております。

また、ことはまだコンクールに応募したまでなのでまだ結果は出てないんですが、昨年度などは本市の児童・生徒の作品の中で佳作を受賞するような作品も出ておりますので、その取り組み内容についても充実してきているということがこのことからもうかがえると考えております。

また、この調べる学習コンクールと、それから本市で行っております小学生科学展の取り組みなどを通じて、みずから課題を設定して図書等を活用して調べることや仮説を立てて観察、実験を行い結果を考察するなど、意欲的に学ぶ子供の姿が見られるようになってきていると、そのように考えております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。効果が出てるということ、また昨年につきましては佳作もあったということで、非常に大きな前進をさせていただけるんだなということを改めて認識をさせていただきました。

意欲的、知る喜び、わかる喜び、これを得られるというのは非常に大きな経験だというふうに思います。通常の学校のテストですと、やはり先生にマル・バツつけられて点数による評価が返ってくるということもございますけども、自分の調べたいことを意欲を持って調べるということについては、本当に点数化されない部分もございますし、やはり知りたいことを知るということについては、本当に点数化されない部分もございまして、またその知識力というものに関しましてはどんどん成長が遂げられるのではないかなというふうに思っております。

今お取り組みいただいて効果があったということでございます。地域コンクールの開催ということから例年言わせていただいているんですけども、ここ数年でも新たに地域コンクールを開催する自治体が各地であらわれてきております。

このコンクールの主催者でございます図書館振興財団では、地域コンクールの開催について初年度の実施予算の補助をする、こういった事業をしております。来年度、平成29年度の第21回の図書館を使った調べる学習コンクール、地域コンクール、新規開設事業への助成が公募されておまして、第一次の募集は終わったんですけども、第二次募集が平成29年1月5日から2月28日までであるようでございます。

この地域コンクールにつきましては、例えば大槻達也東北大学理事、これは前の国立教育政策研究所の所長

の方でございますけれども、このコンクールのこれまでの成果や役割、生涯学習における意義などを調査分析しております。これに関しまして、特徴的な結果としては、入賞者は調べる学習により知的好奇心、図書館の文献資料を活用する力、学ぶことへの意欲、文献を適切に参照する力、文章を構成する力、文章を表現する力などが身についたとしています。指導者の見取りでも、文献などから適切な情報を得てまとめる力や学ぶ意欲などが育ってきたという結果が出ています。当市と同じですね。図書館を使っている調べるということ、知る喜び、わかる楽しさなどが感じられたということが調査では出ています。情報活用としてまとめる力が培われ、作品をまとめるという達成感を味わったことで生涯にわたって学習することへの動機づけになった、学び方を習得したなど、多様な成果が調査によってわかっていますと、こういうふうに述べられておられます。

これを受けまして、対談なんですけれども、銭谷眞美東京国立博物館長、これは元の文部科学事務次官でございますけれども、次期学習指導要領の改訂が進められる中でアクティブ・ラーニングが注目を集めています、今大槻さんの話を聞いていて、図書館を使った調べる学習がそのベースではないかと感じましたというふうに述べられておられます。

非常にこういった効果があるだろうというふうに期待をされておまして、本市でも地域コンクール、ぜひとも開催をしていただいて、より充実した内容にしていいただければなというふうに思います。このコンクールに参加することで児童・生徒が学校図書館を十二分に活用し、またそこで学校図書館指導員のアドバイスを受けたり、また先ほども御答弁いただきました市の公共図書館を活用し、例えば図書館のレファレンスサービスを使いこなし、レファレンス室を利用しながら作品を仕上げていくということなどができたら、巷間言われております図書館はただ単に読み物を借りて返すだけの貸し本屋というような位置づけではなくて、やはり知の探究と創造の場であるということを児童・生徒の方々にも理解してもらえ、図書館のよき利用者となっていくであろうというふうに期待がされるところでございます。

ぜひ市教育委員会としては、この地域コンクールの開催を推進していただきたいというふうに改めてお願いさせていただきたいんですけれども、市の見解を伺わせていただければと思います。

○教育長（真如昌美君） いろいろと御指摘をいただきましてありがとうございます。

図書館の連携も含め、さまざまな新しい時代を迎える教育の内容に向かって取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

おかげさまで子供たちも非常にいろんな幅広い学習をしているおかげで骨太になってきているというふうに私は認識しておりますので、今後も社会教育部の力もかりながら、一緒に子供たちの教育について取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いします。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひとも前向きな御努力をお願いしたいというふうに思います。

以上でこの3点目の質問は終了させていただきます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時47分 延会